

春日部市

災害廃棄物処理計画

平成27年3月

令和7年3月改定

目次

第1章 基本的事項

1 計画改定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 基本方針	4
4 役割分担	4
5 災害時に発生する廃棄物	5
6 本市が処理する災害廃棄物	6
7 対象とする災害と災害廃棄物の発生量	7

第2章 組織

1 組織体制	8
2 災害廃棄物処理対応の流れ	9
3 災害廃棄物対策チームの業務	10
4 情報収集	12
5 協力支援体制	13
6 市民への情報提供・啓発活動	14

第3章 一般廃棄物処理施設

1 処理施設の概要	17
2 処理施設の強靭化	18
3 処理施設の補修体制の整備	19
4 処理施設の処理可能量	21

第4章 災害廃棄物の処理に関する事項

1 処理フロー	25
2 収集運搬計画	26
3 処理	27
4 再生利用	27
5 処理困難物等	28
6 廃家電・パソコン・自動車・二輪車	29

7 太陽光パネル	3 2
8 腐敗性廃棄物	3 4
9 稲わら	3 4
10 貴重品・思い出の品	3 5
11 生活ごみ	3 6
12 避難所ごみ	3 6
13 し尿	3 7
14 損壊家屋等	4 1
15 住宅関係障害物除去	4 1
16 交通障害物の除去	4 1
17 最終処分	4 2
18 広域的な処理・処分	4 3
19 環境モニタリング・環境対策・火災対策	4 5

第5章 仮置場

1 仮置場の設置手順	4 8
2 仮置場選定の留意事項	4 9
3 仮置場の候補地	5 0
4 仮置場に必要な資機材	5 1
5 仮置場運営の留意事項	5 6
6 仮置場の配置図	5 7

第6章 その他

1 災害廃棄物処理実行計画	5 9
2 災害廃棄物処理業務の委託契約	5 9
3 埼玉県への委託事務	5 9
4 国による廃棄物の処理の代行	5 9
5 国庫補助金事務	6 0
6 災害廃棄物処理の記録整理	6 0
7 本計画の見直し	6 1

第1章 基本的事項

1 計画改定の目的

春日部市（以下「本市」という。）において今後大規模な地震災害や風水害が発生した場合、被害は広範囲に及びライフラインや交通の途絶等、社会に与える影響は大きく、更には大量に発生する廃棄物処理対応が想定される。そこで、大規模な災害に際し、市民の生活環境を確保し、早急に復旧・復興を推進していくことを目的として、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理手法等の基本的な事項を定める災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を2015年（平成27年）に策定した。

本計画策定後、国では、2011年（平成23年）の東日本大震災や2016年（平成28年）の熊本地震等、近年発生した災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、2018年（平成30年）3月に「災害廃棄物対策指針」を改定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正を2022年（令和4年）年6月に行い、災害対応力強化のための取組を進めている。また、埼玉県においても、県内市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となる「埼玉県災害廃棄物処理指針」を2017年（平成29年）3月に策定している。

政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は2022年（令和4年）1月13日、国内で可能性のある地震の最新の発生確率（1月1日現在）を公表し、南海トラフで今後40年以内にマグニチュード8から9級の地震が発生する確率を90パーセント程度に引き上げた。そのような中、2024年（令和6年）には、令和6年能登半島地震が発生し災害廃棄物の処理が大きな問題になっているところである。

埼玉県内においても、2013年（平成25年）の竜巻、2014年（平成26年）の大雪、2018年（平成30年）の豪雨、2019年（令和元年）の台風19号、及び2023年（令和5年）の台風2号では、被災自治体において、大量に発生した災害廃棄物を処理した状況があった。

災害発生後は家庭や避難所から発生する生活ごみやし尿に加え、被災家屋からは片付けごみ等の災害廃棄物が発生するが、これらは全て本市が処理責任を有する一般廃棄物である。災害発生後においては、処理が継続的かつ確実に実施されることに加え、一刻も早く、災害廃棄物の仮置場選定をはじめとする処理体制を確立することが公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要である。

また、災害廃棄物の早期処理完了のためには被災者の協力はもとより、民間事業者やボランティアの協力が不可欠となる。

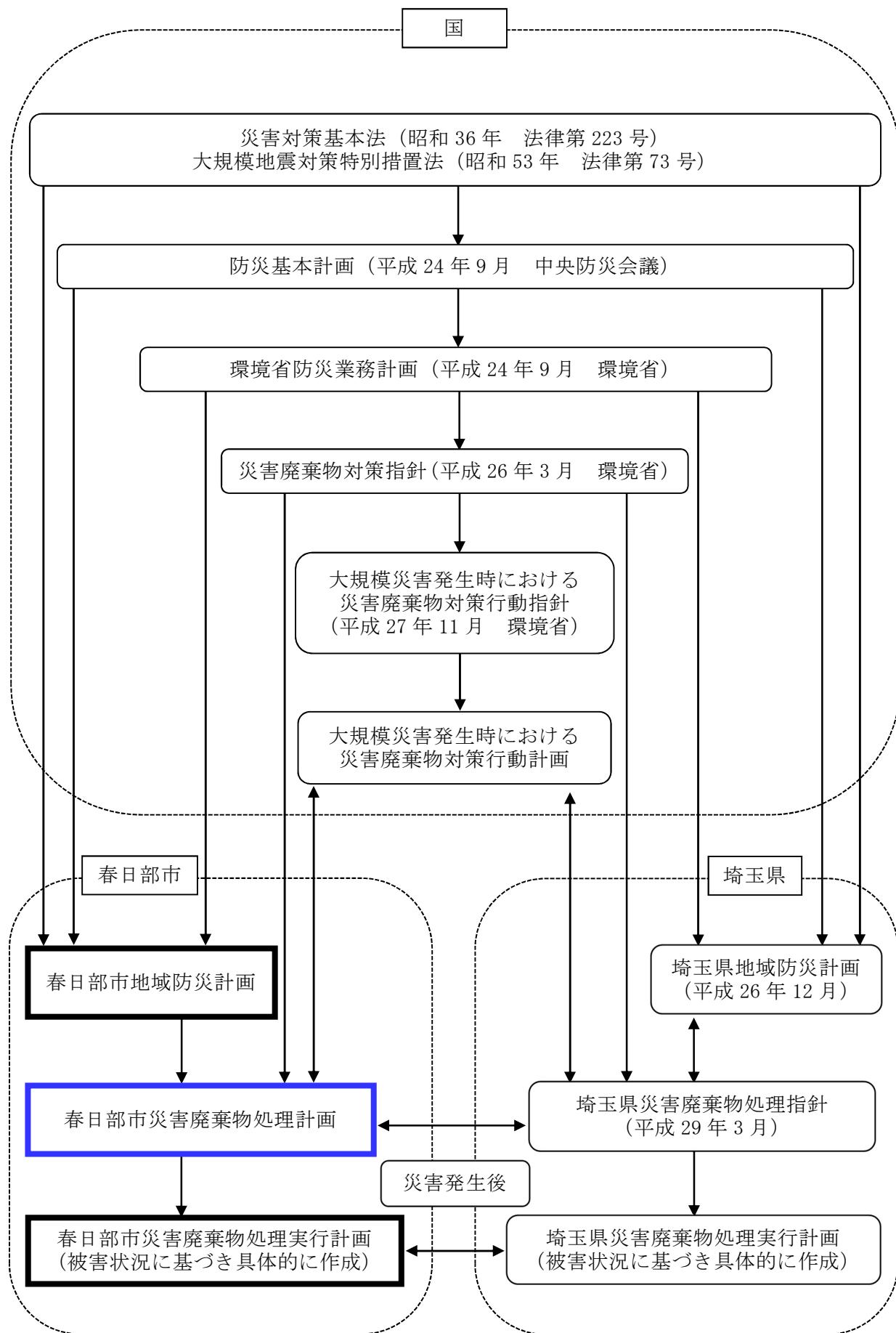
そこで、「埼玉県災害廃棄物処理指針（2017年（平成29年）3月）との整合性を図るとともに、2018年（平成30年）の豪雨や2019年（令和元年）の台風19号の経験を踏まえて、本計画を改定する。

2 計画の位置づけ

本計画の位置付けを、図1.1に示す。本計画は、「春日部市地域防災計画」を上位計画とする、本市における廃棄物処理体制の整備に関する計画で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく「春日部市一般廃棄物処理計画」に包含される計画である。

計画の策定に当たっては、「埼玉県災害廃棄物処理指針（2017年（平成29年）3月）」との整合を図っている。なお、災害発生時には、被害状況等の情報収集を行い、本計画に基づき本市が処理すべき災害廃棄物の量を推計し、対処すべき組織、処理方法、処理期間等の方針及び具体的な内容について、春日部市災害廃棄物処理実行計画として取りまとめる。

また、府内における初動については災害廃棄物行動計画（初動マニュアル 令和5年策定）も参考するものとする。



3 基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を以下のとおり定め、大規模災害発生後における「被災地域における生活環境の安全・公衆衛生の確保」、「早期の復旧復興及び安全・安心かつ適正な廃棄物処理」の実現を図る。

基本方針

- ① 職員（従業員）、家族及び関係者の安全の確保
- ② 民間事業者やボランティア団体、住民との連携による被災地域からの廃棄物の早期撤去
- ③ 目標期間内での処理
- ④ 合理的かつ経済的な処理

4 役割分担

災害廃棄物処理を実行するための連携のイメージは図1.2のとおり。

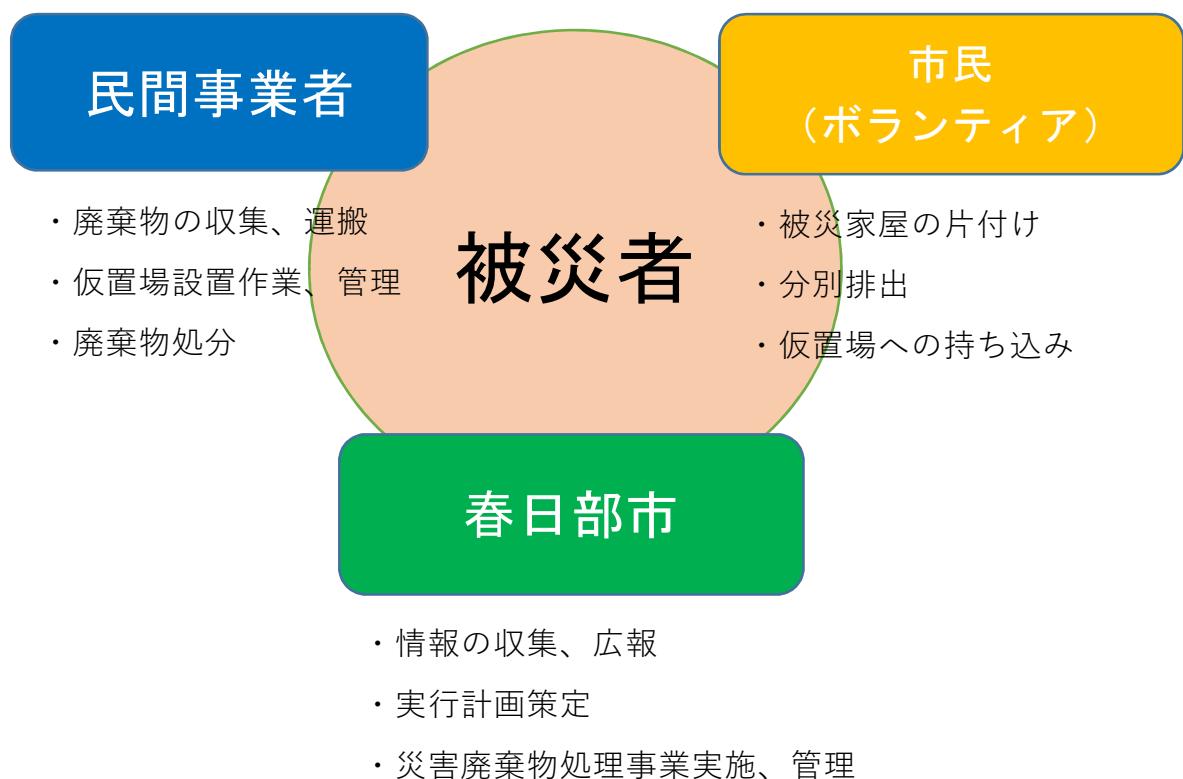


図1.2 役割分担

5 災害時に発生する廃棄物

地震、水害等の自然災害により、災害発生直後から、被災家屋からは片付けごみや被災家屋の解体ごみ等の災害廃棄物が発生する。また、災害廃棄物以外では、避難していない世帯からは生活ごみ、避難所からは避難所ごみ、仮設トイレからはし尿等の一般廃棄物が継続的に発生する。

これらの大部分は、法律上一般廃棄物とされ、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、一般廃棄物の処理責任を有する本市による迅速かつ確実な実施が求められる。

表1.1 災害時に発生する廃棄物の種類

廃棄物の種類	説明
片付けごみ	被災した住民が自宅内にある被災したもの（災害に起因するもの）を片付ける際に排出されるごみ。
被災家屋等の解体ごみ	災害により被災した損壊家屋等の建造物の撤去（必要に応じて解体）に伴い排出されるごみ。
土砂混じりがれき	災害により宅地内に流入した土砂と廃棄物が混ざり合ったもの。 (堆積土砂については、埼玉県又は地方環境事務所に相談)
生活ごみ	家庭から排出される（自宅避難による避難生活から排出されるものを含む）、生活から発生するごみ。
避難所ごみ	避難所での避難生活から排出される、生活から発生するごみ。
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び汲み取り式簡易トイレの総称）や簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ）、避難所からのし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水。
事業所から出る災害廃棄物	被災した事業所が敷地内にある被災したもの（災害に起因するもの）を片付ける際に排出されるごみ。

6 本市が処理する災害廃棄物

6.1 一般家庭から排出される廃棄物

本市が処理する災害廃棄物は、災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物であり、原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。

なお、具体的な処理方針については、災害の種類や規模等に応じ、災害ごとに判断することとなる。

6.2 事業活動に伴う廃棄物

事業者が保有していた事務用品や商品等であって、災害により、以後の使用が不可能となったもの、又は商品価値がなくなり、出荷等が出来なくなった物の処理は、原則として事業者自らの責任において適正に処理することとする。

ただし、上記のもののうち、中小企業から排出される廃棄物であって、腐敗等により市民の生活環境に悪影響を与える恐れがあるため、本市が災害廃棄物として処理する必要があると認めた場合、本市が処理を行う。

なお、災害発生後の事業活動により発生する廃棄物については、平時の取り扱いと同様、事業者自らの責任において適正に処理することとする。

災害廃棄物

廃棄物処理法では、「災害廃棄物」の内容や種類については定義されていない。

「それまで使用していた財物でありながら、住民の生活・消費行動によらず、災害で破損し以後の使用ができなくなったために廃棄することになった物件」であって、生活環境保全上の支障があるものを「災害廃棄物」として考えると解りやすい。

【本市が行う災害等廃棄物処理事業の対象から除外されるもの】

- ・生活環境の保全上、支障があるとは言えないもの
- ・災害発生前から既に家庭で不要品となっていたもの
- ・公共施設、河川、道路等、管理者がいる施設から排出された廃棄物や土砂
- ・海岸管理者が行う場合の漂着流木
- ・その他、緊急に処理しなければ支障があるとは認めがたいもの 等

市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き 抜粋

7 対象とする災害と災害廃棄物の発生量

本計画の対象とする災害と本市の災害廃棄物の発生量の推計は表1.2のとおりである。

表1.2 想定される災害と災害廃棄物発生量の推計（春日部市）

区分	地震		風水害	
想定災害	東京湾北部地震	関東平野北西縁 断層帯地震	利根川氾濫による洪水	荒川氾濫による洪水
発生確率	比較的高い	低い	低い	低い
被害	小	大	大	大
規模	M7.3	M8.1	八斗島上流域 318mm	荒川流域632mm 入間川流域740mm
災害廃棄物量	約5.7万t	約8.4万t	約32.5万t	約17.2万t
災害廃棄物の内訳	可燃	3,976t	6,163t	125,420t
	不燃	17,997t	25,653t	29,568t
	コンクリートがら	31,449t	47,307t	13,972t
	金属	1,771t	2,591t	8,448t
	柱角材	1,488t	2,309t	54,587t
	危険物・有害物	—	—	1,625t
	思い出の品等	—	—	325t
	廃家電類	—	—	6,174t
	土砂	—	—	84,805t

出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（2017年（平成29年）3月埼玉県）

第2章 組織

1 組織体制

災害発生時は、本市は災害廃棄物対策チームを立ち上げ、責任者を決定し、指揮命令系統を確立する。対策チームは、春日部市災害対策本部と連携すると共に、情報の一元化に努める。24時間体制になることが想定されるため、責任者は2名以上にすることを検討する。

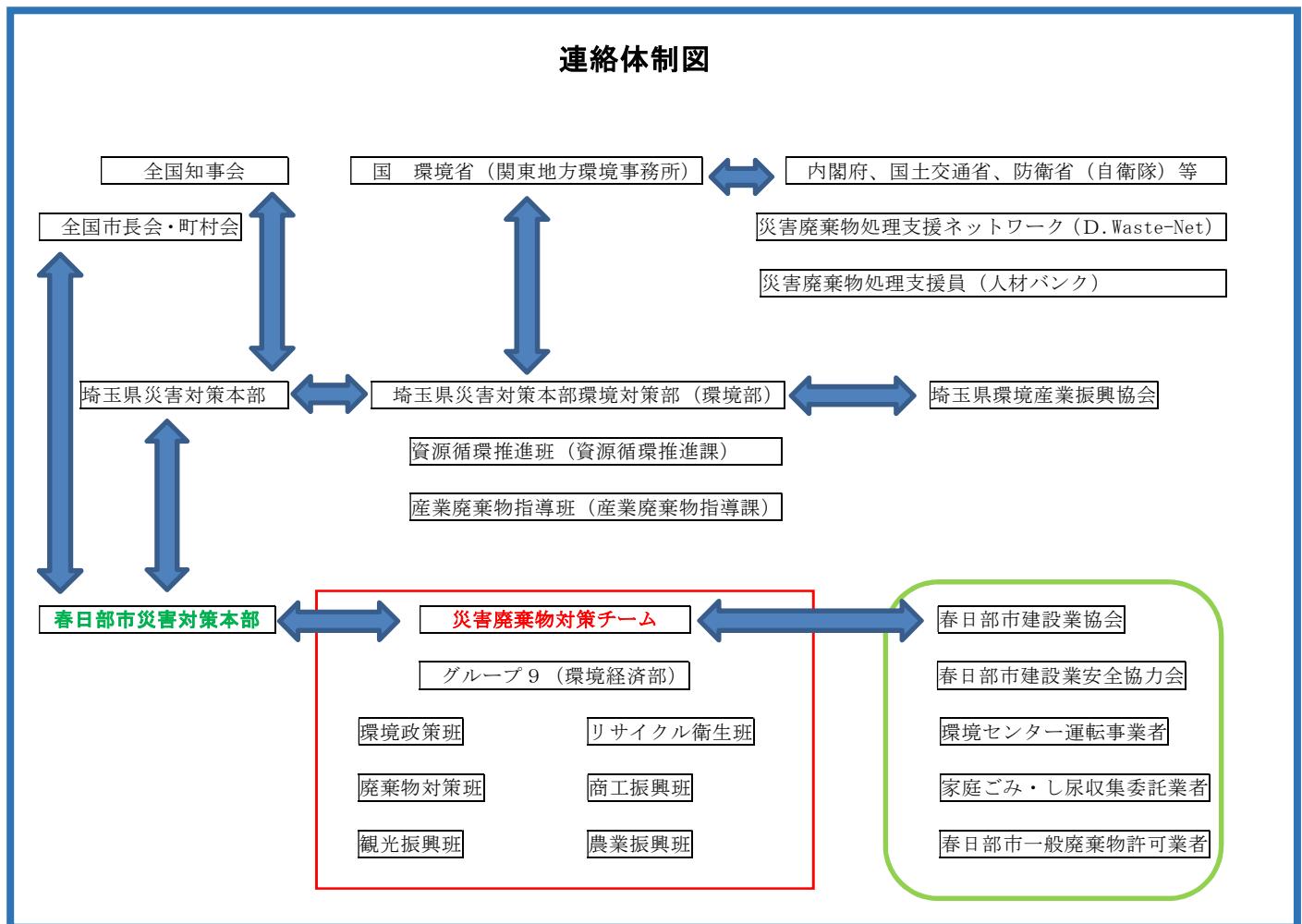
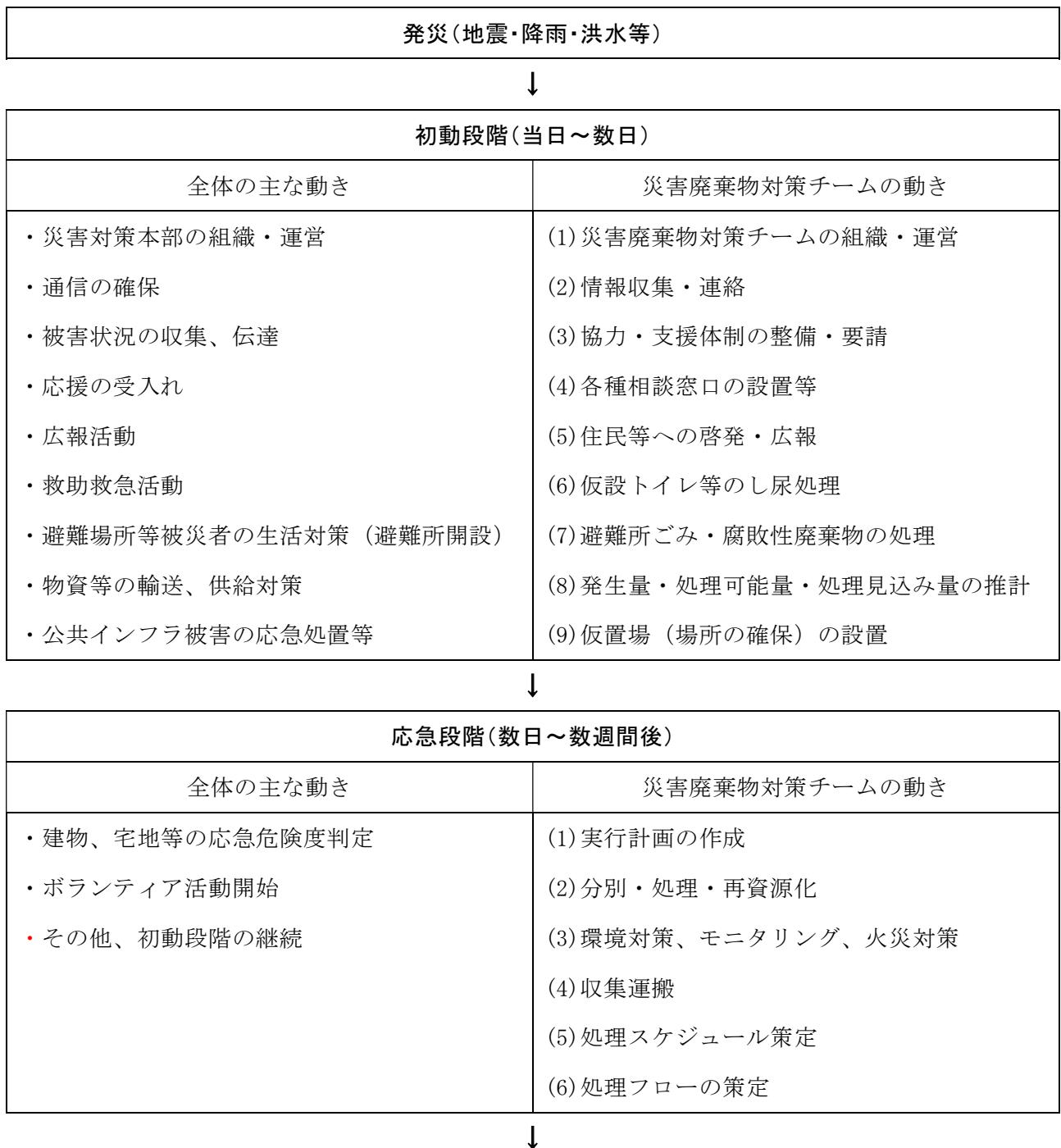


図2.1 組織体制図

2 災害廃棄物処理対応の流れ

本市は、災害発生後、速やかに被害状況を把握し、仮置場の検討・設置を行う。その後、災害廃棄物の発生量と処理区分別の処理見込み量を再推計し、本市の既存焼却施設の処理能力で自ら処理が可能か確認し、できる限り本市での処理に努める。本市での処理が困難と判断される場合は、広域処理として埼玉県内の他自治体、民間廃棄物処理業者、埼玉県外での処理に向けた調整を埼玉県に要請する。また、処理方法、処理期間等の方針及び具体的な内容について、災害廃棄物処理実行計画としてとりまとめた。発災後の処理の流れを図2.2に示す。



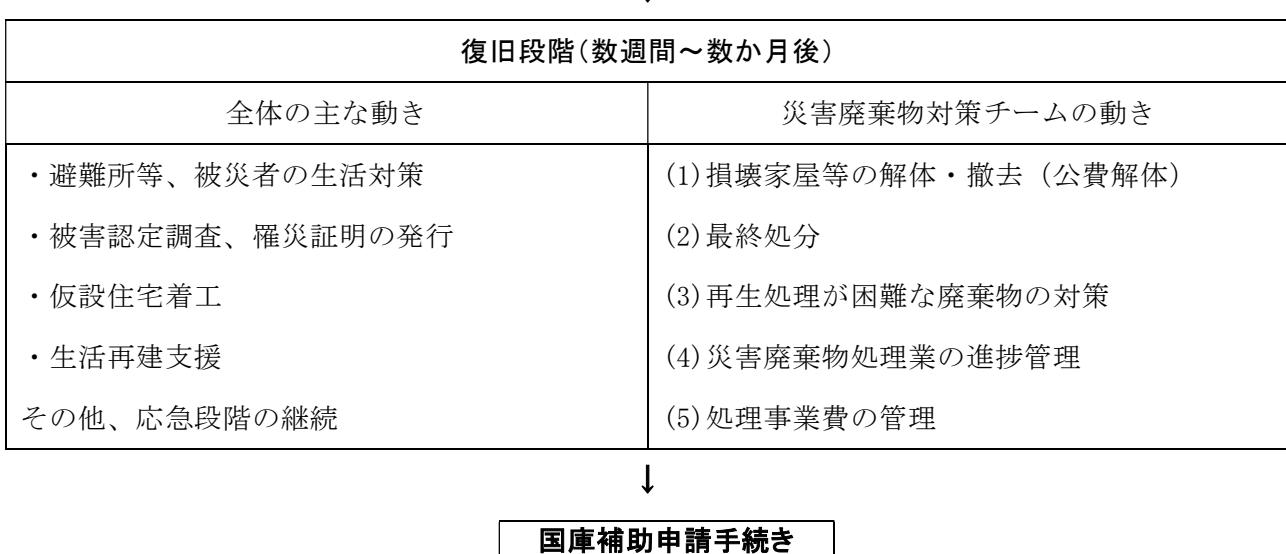


図2.2 災害廃棄物処理対応の流れ

3 災害廃棄物対策チームの業務

災害廃棄物対策チームの主な業務を表2.1に示す。

表2.1 災害廃棄物対策チームの主な業務

所属	主な業務
災害廃棄物対策チームの長 (環境経済部長、環境担当部長)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物対策の統括、マスコミ対応 ○仮置場チームの責任者の任命 ○職員の安全確保及び安否確認
環境政策班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部、関係各部、各関係機関との総合的な連絡調整 ○建物被害、交通規制、避難所開設等の総合的な情報収集、情報管理 ○国、埼玉県、支援団体との連絡調整 ○ボランティア調整 ○各チームによる契約事務支援 ○災害活動に関する記録作成、集約 ○仮置場のアスベスト飛散対策 ○事業場における有害物質の情報収集及び関係機関への提供と共有 ○仮置場等における環境モニタリング、環境保全対策の指導・助

	<p>言</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国庫補助事務
リサイクル衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物広報担当の編成 ○災害廃棄物相談窓口の開設 → 「6.2 市民への情報提供」参照 ○被災地域での廃棄物等に関するトラブル・不法投棄・不適正排出防止対応 ○汲取り世帯及び避難所等の仮設トイレのし尿の収集運搬 ○浄化槽の問合せ対応及び被害状況の把握 ○浄化槽の点検・復旧等に関する支援要請の検討 ○支援車両（し尿）の取りまとめ、作業指示 ○床下消毒、ペット関連対応 ○災害活動に関する記録作成
廃棄物対策班 ※「第4章 災害廃棄物の処理に関する事項」参照	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物処理方針及び実行計画の策定 ○処理先の確保と見積収、有害廃棄物や適正処理困難物の管理 ○一般廃棄物処理施設の復旧、代替処理施設の確保、設置 ○特別収集（災害廃棄物）の開始と管理 ○生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬 ○支援車両（ごみ）の取りまとめと作業指示 ○災害活動に関する記録作成
災害廃棄物 広報担当 ※「第2章 組織 6.2 市民への情報提供」参照	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル衛生班を中心とし、災害対策本部や広報担当職員等を招集して担当を組織 ○広報紙、ホームページ、SNS等による廃棄物の処理方法（不法投棄・不適正排出防止等を含む）情報発信 ○ボランティア向けの広報
災害廃棄物 仮置場担当	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物対策班を中心とし、府内より廃棄物関連業務経験者を招集して担当を組織 ○仮置場の選定・設置・管理・運営 ○消耗品・敷材調達等の管理

4 情報収集

災害発生後、災害廃棄物対策チームは表2.2に示す項目について情報を収集し、災害対策本部、埼玉県、近隣市町村関係機関及びチーム内で共有する。また、災害対策に関する応援協定を締結している関係団体と連絡を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行う。これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理する。

表2.2 情報収集項目(1)

✓	No	情報収集項目	責任者
	1	災害状況(避難箇所と避難人数の数)	環境政策班の長
	2	→仮設トイレの必要基数を算定する	危機管理防災の長
	3	→避難所ごみ発生量を推計する	廃棄物対策班の長
	4	一般廃棄物等処理施設の被害状況	廃棄物対策班の長
	5	→一般廃棄物処理施設を復旧する	廃棄物対策班の長
	6	収集運搬体制に関する情報(道路情報)	環境政策班の長
	7	収集運搬車両の状況	廃棄物対策班の長
	8	→仮置場の設置場所、収集運搬方法・ルート等について検討する	廃棄物対策班の長
	9	発生量を推計するための情報 (全半壊の建物数と解体・撤去を要する建物数)	環境政策班の長
	10	→災害廃棄物発生量を推計する	廃棄物対策班の長
	11	上記の情報について埼玉県へ情報提供する →被害の規模によっては埼玉県へ支援を要請する 埼玉県資源循環推進課 一般廃棄物担当 048-830-3105	環境政策班の長

表2.3の情報について災害対策本部が収集している場合は、情報の一元化の観点から災害対策本部から収集する。

表2.3 情報収集項目(2)

情報収集項目	
避難場所・避難人員	被災家屋
一般廃棄物処理施設	浸水状況
ごみ・し尿収集運搬車両	道路状況

5 協力支援体制

災害廃棄物の処理は本市が主体となって行うが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては本市のみでは対応できないこともあるため、速やかに協力・支援体制を整備・要請する。

環境政策班は、被害状況を踏まえ、災害対策本部を通して災害支援協定等を締結している地方公共団体へ協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を整備する。支援要請内容等については、速やかに埼玉県に報告を行う。

廃棄物対策班は、民間事業者等の協力を得て、災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去、災害廃棄物の処理・処分を行うため、災害廃棄物処理事業を発注する。

また、災害時の応援協定については、平時において定期的に内容の確認と見直しを行うものとする。現在、本市が締結している災害廃棄物の処理に関する応援協定を表2.4に示す。

表2.4 災害廃棄物の処理に関する応援協定リスト

(令和6年2月20日時点)

No.	協定名称	協定先	応援・協定の内容
1	災害時における廃棄物処理の協力に関する協定	春日部環境衛生事業協同組合	一般廃棄物及びし尿の収集運搬、収集車保有台数等の情報交換等
2	災害時における一般廃棄物処理の協力に関する協定	北海紙管(株)	古紙類（一般廃棄物）の処理
3	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	春日部市環境緑化協力会	公園街路等の倒木除去及び樹木被害調査
4	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	災害廃棄物の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋、一時保管する仮置場の提供、職員の派遣、災害廃棄物等の処理の実施、その他、処理に関し、必要な事項
5	全国都市清掃会議の関東地区協議会 会員	全国都市清掃会議	環境省からD.Waste-Netに要請することで、資機材等の提供、職員の派遣 等
6	災害廃棄物の処理に関する協定	埼玉県↔一般廃棄物連合会	埼玉県内市町村が災害廃棄物の適正処理が困難となった場合に、災害廃棄物等の撤去・収集・運搬・処分・仮設トイレの設置汚水の汲み取り及び運搬
7	災害等対応のための共助基	株式会社ウィズウ	災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供等並び

	本協定	エイストジャパン	に焼却、破碎等の中間処理の実施及び収集運搬 並びに処分の実施等
--	-----	----------	------------------------------------

6 市民への情報提供・啓発活動

6.1 市民の役割

災害発生時の廃棄物処理には、災害の大きさにもよるが利根川氾濫による洪水が発生した場合は本市の対応だけでは限界があり、市民、事業者及び本市が相互に連携及び協力しながら対策を講じ、災害時に率先して行動することが重要となる。

そのため、平常時より防災対策に目を向け、地域における連携体制を整備し、地域ぐるみで衛生的で安全な生活環境の保持を図る必要がある。

○平常時からごみ排出量の削減に努め、また災害への備えを行うことで、災害時の粗大ごみやがれき類の発生を抑制する。

○災害時においても、平常時同様に分別・収集ルールを守り、ごみの野焼きや便乗ごみの排出、指定場所以外への排出といった廃棄物の不適正処理を行わない。

○本市が発信する災害廃棄物処理に関する情報により、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に協力する。

6.2 市民への情報提供

災害発生後、災害廃棄物広報担当を組織し、災害廃棄物相談窓口を設置する。災害廃棄物広報担当は市民に対して、ごみ処理、災害廃棄物処理に関する情報提供を迅速かつ的確に伝えるために、一般廃棄物及びし尿の収集の再開時期及び方法、仮置場の開設状況、仮置場への片付けごみの持ち込み、廃棄物の分別方法、仮設トイレの設置状況等について各種の情報媒体を活用し情報伝達を行う。

特に排出の際は、分別を行うよう協力を求めるとともに、災害時は災害廃棄物の処理を優先するため、生活ごみの搬出削減・家庭内での保管についても協力を求める。

なお、災害初動時は安否確認や避難所、救援物資等、優先して伝達すべき情報の周知を阻害しないよう、緊急情報（有害・危険物やし尿の収集、問い合わせ先等）に限って発信する。初動対応が収束し、災害廃棄物の撤去・処理開始後は、便乗ごみの排出自粛や分別の徹底等について、具体的な情報を正確に周知する。

災害発生後、初動時における災害廃棄物広報担当の市民への情報提供手順について表2.5及び表

2.6に示す。

表2.5 災害廃棄物相談窓口の設置

✓	No	項目	責任者
	1	本市職員へ応援要請をして、災害廃棄物広報担当を組織する。	リサイクル衛生班の長
	2	災害廃棄物相談窓口（通信復旧後は専用コールセンターの設置等）を速やかに開設するとともに、相談情報を管理する。	リサイクル衛生班の長

表2.6 市民への情報提供手順

✓	No	項目	責任者
1	1	廃棄物対策班は、遅滞なくリサイクル衛生班(災害廃棄物広報担当)へ下記の情報共有を行う。 1) 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法） 2) 収集時期及び収集期間 3) 住民が持込みできる集積所（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載） 4) 仮置場の場所及び設置状況	廃棄物対策班の長 災害廃棄物仮置場責任者
		上記の内容についての問合せ対応、啓発・広報	リサイクル衛生班の長
	2	広報や新聞、インターネット、避難所等への掲示等により、次の内容の情報配信を行う。 1) し尿等の収集方針 2) 仮設トイレの使用方法、維持管理 3) ボランティア支援依頼窓口 4) 市への問い合わせ窓口 5) 便乗ごみの排出・不法投棄・野焼き等の禁止	リサイクル衛生班の長

6.3 市民への啓発活動

本市は、災害発生時に廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、平常時から市民等に対し必要な啓発活動を行う。

- 災害発生時の一般廃棄物・災害廃棄物の分別及び排出方法
- 災害発生時における廃棄物関連情報の伝達方法

第3章 一般廃棄物処理施設

1 処理施設の概要

本市の一般廃棄物処理施設は、下表のとおりである。可燃ごみについては春日部市豊野環境衛生センター、不燃ごみ・粗大ごみについては春日部市クリーンセンター、びん・かん・ペットボトル・有害危険ごみについては春日部市資源選別センター及び（仮称）春日部市ストックヤード、し尿及び浄化槽汚泥については春日部市汚泥再生処理センターでそれぞれ処理を行っている。

表3.1 本市の一般廃棄物処理施設

可 燃 ご み 処 理	施設名称	春日部市豊野環境衛生センター
	所在地	春日部市豊野町三丁目 6 番地
	処理能力	399 t / 日 (133 t / 日 × 3 炉)
	処理対象	可燃ごみ
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
	竣工日	平成 6 年 3 月 (平成 31 年 3 月 基幹的設備改良工事実施)
不 燃 ご み 処 理	施設名称	春日部市クリーンセンター
	所在地	春日部市豊野町三丁目 9 番地 1
	処理能力	80 t / 5 時間
	処理対象	不燃ごみ、粗大ごみ
	処理方式	手選別・破碎・磁選別・回転篩・風力選別
	竣工日	平成 4 年 7 月
リ サ イ ク ル	施設名称	春日部市資源選別センター
	所在地	春日部市豊野町三丁目 9 番地 1
	処理能力	びん 20 t / 5 時間、ペットボトル 5 t / 5 時間、かん 10 t / 5 時間
	処理対象	びん・かん・ペットボトル、有害・危険ごみ
	処理方式	手選別・磁選別・圧縮・梱包
	竣工日	平成 6 年 5 月
	施設名称	(仮称) 春日部市ストックヤード
	所在地	春日部市豊野町三丁目 6 番地
	処理能力	ペットボトル 4.1 t / 5 時間
	処理方式	手選別・圧縮・梱包
	竣工日	令和 8 年 3 月予定

し 尿 処 理	施設名称	春日部市汚泥再生処理センター（かんきょうゆめランド）
	所在地	春日部市豊野町三丁目 6 番地
	処理能力	69 k l / 日
	処理対象	し尿、浄化槽汚泥、学校給食センターの生ごみ処理汚泥
	処理方式	下水道放流固液分離方式
	竣工日	平成 29 年 3 月

2 処理施設の強靭化

一般廃棄物処理施設は、発災時における処理施設の被害が軽微だったとしても、稼働開始に向けた機器冷却水や、排ガス処理用・排水処理用・し尿処理用等の薬品等の備蓄等、速やかな処理施設の復旧と再開に向けた備えが必要である。

本市では、今後の処理施設の点検、整備、更新等の機会を捉えて、耐震化、不燃堅牢化、浸水対策を施すとともに、非常用自家発電設備等の整備や燃料・薬品等の備蓄、断水時に利用するための処理水の確保等、処理施設の強靭化を必要に応じて実施する。

2.1 耐震性

本市は、地震及び水害に強い処理施設とするため、既存の処理施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等を図り、新設の処理施設は耐震性・浸水対策等に配慮した施設づくりを行う。

また処理施設における発災時の人員計画、連絡体制、復旧対策等をあらかじめ検討する。

処理施設に被害がない場合であっても、水道等ライフラインの断絶により稼働が困難になる場合があるため、処理施設へのライフラインの耐震性の向上や、必要に応じ予備冷却水の確保、処理施設の運転に必要な薬剤等の確保、再稼働時に必要な非常用発電機の設置等を検討する。

新設の整備に当たっては、耐震化について「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017 改訂版（社団法人全国都市清掃会議）」（平成29年5月）や火力発電所の耐震設計規定JEAC3605-2019（日本電気協会：令和元年発行）を参考とする。

2.2 耐水性

発災時における補修等に必要な資機材（職員や技術者のための食料・車両・燃料・休憩所等含む）や処理施設の運転に必要な燃料・薬剤等を備蓄する際には、浸水しない場所を選定する。

洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害の有無を想定し、事前に浸水対策を行う。

新設の整備に当たっては、次の対策を検討する。

- 1) 商用電源が遮断した状態でも、1炉立ち上げができる発電機の設置
- 2) 水の浸入を防ぐために地盤の計画的なかさ上げや防水壁の設置等の浸水防止対策工事
- 3) 浸水対策工事ができない場合の応急対策として、土嚢、排水ポンプの準備
- 4) 受電設備及び非常用発電機の高位置への変更
- 5) 薬品・危険物類が流出しないよう保管状況の点検、必要に応じて保管場所の変更
- 6) 駐車場のかさ上げ、又は、気象情報等による車両の事前避難
- 7) 地下にある水槽やポンプ類については、予備品や代替装置の保管等を含めた浸水対策

3 処理施設の補修体制の整備

3.1 災害時の緊急点検

発災時には、処理施設ごとに定められた緊急点検リストに基づいて、処理施設の緊急点検を実施する。

本市では、処理施設の運転管理を委託していることから、緊急点検については、事前に本市と委託事業者との間で役割分担を明確にしておく。

処理施設の緊急チェックリストは表3.2のとおりである。

表3.2 台風等の通過後、地震発生後の緊急チェックリスト

点検・確認項目		
職員の被災等	1	職員・作業員の安否は確認したか。
	2	職員・作業員の家族に連絡したか。
	3	指定の避難場所に避難したか。
事務所・詰所倉庫	1	建屋の破損した箇所はないか。
	2	窓・出入口扉・壁・屋根の破損した箇所はないか。
	3	看板の倒壊、飛散した物はないか。
	4	事務所・詰所・倉庫内の配線に異常はないか。
	5	キャビネット、ロッカー等に損傷はないか。
架設足場	1	足場全体が傾いていないか。傾く恐れはないか。
	2	建地・布枠等の取り付け部に緩みはないか。
	3	足場板の損傷、ゆるみ、脱落等はないか。
	4	手すり、梯子、幅木等の脱落やゆるみはないか。
	5	足場に電線等が引っ掛かっていないか。
重機	1	移動式クレーンのブーム、ワイヤ等に損傷はないか。
	2	移動式クレーンの走行や旋回装置に異常はないか。
電気設備	1	高圧配線の脱落はないか。
	2	仮設配線・照明設備等の損傷した箇所はないか。
	3	分電盤、スイッチ箱の損傷はないか。
仮設の構造物	1	構造物の脱落・滑動・損傷はないか。
	2	構造物の接続部にゆるみはないか。
作業場	1	飛散した材料等はないか。
	2	積み重ねた材料に荷崩れはないか。
降雨・洪水	1	搬出・移動した仮設機器、材料、工具等に異常はないか。
	2	降雨や洪水被害、今後の土砂崩れの恐れや影響はないか。

3.2 災害時の補修体制

本市が管理する処理施設が被災した場合には、速やかに復旧作業に取り掛かり、安定した処理体制を整備する。

復旧するまでの間は、応急対策を講じつつ、埼玉県に対して以下の内容について応援を要請する。

- 1) 廃棄物の分別、解体、選別機材の調達
- 2) 受入れ先の特定、搬出量の設定
- 3) 搬出及び搬出車輌の手配

なお、応援により本市外へ災害廃棄物等を搬出するまでの間や処理施設が復旧するまでの間については、仮置場にて適切に保管を行う。

また、発災後の施設の補修を円滑に行うため、以下に示す事項を平時より実施する。

- 1) 点検、修復に備え当該施設のプラントメーカーと運転管理受託業者との協力体制を確立する。
- 2) 補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- 3) 補機類の燃料について、市全体として優先調達の協定締結等の対応を検討する。

4 処理施設の処理可能量

4.1 処理可能量算出の考え方

本市における処理施設の処理可能量は以下に示す手法のうち、施設への負荷影響をリスクとして捉え、公称能力の上限まで処理できるものとは想定せず、最小の数値とした。

表3.3 処理可能量の推計手法

推計手法①	災害廃棄物対策指針に基づく推計手法。 稼働年数や各施設の公称能力と処理量の実績との差等を踏まえ、一定の余裕がある施設を処理可能量算出の対象とし、当該施設の年間処理量に分担率を乗じて試算。
推計手法②	各施設の公称能力の上限まで処理できることを前提とした推計手法。 各施設の公称能力と処理量の実績の差分を処理可能量として試算。
推計手法③	実稼働の状況を踏まえた推計手法。 各施設の実際の稼働状況を踏まえ、炉の老朽化状態や定期修繕・補修・点検期間などを考慮して設定した実稼働日数を踏まえ試算

4.2 推計式

4.2.1 推計手法①の推計式

$$\text{処理施設の処理可能量} = \text{年間処理量} \times \text{分担率}$$

処理施設の稼働状況に対する負荷を考慮して安全側となる（処理施設への負荷影響をリスクとして捉え災害時の廃棄物処理を最小限にとどめる）低位シナリオから、災害時の廃棄物処理を最大限

行うことを想定した高位シナリオ、その中間となる中位シナリオの3つのシナリオを設定。

表3.4 推定手法①

項目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
① 稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
② 处理能力（公称能力）	焼却 100 t / 日未満の施設を除外	50 t / 日未満の施設を除外	30 t / 日未満の施設を除外
	破碎 50 t / 日未満の施設を除外	30 t / 日未満の施設を除外	10 t / 日未満の施設を除外
③ 处理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
④ 年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

本市の推計では、「高位シナリオ」を採用した。

4.2.2 推計手法②の推計式

$$\text{処理施設の処理可能量} = \text{日処理能力} \times \text{年間稼働可能日数} \times \text{年間処理量実績}$$

○算定条件

表3.5 算定条件

日処理能力(t/日)	「一般廃棄物処理実態調査（平成30度実績）」に基づく1日あたりの処理能力
年間稼働可能日数(日/年)	「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）」におけるごみ焼却施設規模の算定に基づく年間実稼働日数（280日）
年間処理実績(t/日)	「ごみ処理実績（令和元年度実績）」に基づく年間処理量実績

○被害予測条件。発災後1年目は、施設の被災状況を考慮し稼働率の低下を想定

表3.6 被害予測条件

災害状況	支障期間	稼働低下率	年間稼働率
震度6強以上	4ヶ月	63%	79%

4.2.3 推計手法③の推計式

$$\text{処理施設の処理可能量} = \text{日処理能力} \times \text{調整稼働率} \times \text{稼働可能余裕日数}$$

施設の処理能力低下を見込み、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）」に記載の調整稼働率96%を採用する。稼働可能余裕日数は、稼働可能日数300日から実稼働日数を除いた日数とする。

4.3 推計結果

推計方法①～③に基づく推計では、処理施設の処理可能量は、春日部市豊野環境衛生センターは推計方法③により7,661t/年、春日部市クリーンセンターは推計方法①により871t/年、春日部市資源選別センター及び（仮称）春日部市ストックヤードは推計方法①により516t/年と試算された。また、春日部市汚泥再生処理センターは処理可能量が推計方法②ではマイナスとなることから、処理不可能となった。

表3.7 処理可能量

施設名称	春日部市豊野環境衛生センター	春日部市クリーンセンター	春日部市資源選別センター (仮称)春日部市ストックヤード	春日部市汚泥再生処理センター
日処理能力	399t/日	80t/5時間	30t/5時間	69kl/日
年間処理実績	68,474t/年	4,356t/年	2,581t/年	20,793t/年
実稼働日数	280日	246日	246日	295日
推計方法① 高位シナリオ	13,695t/年	871t/年	516t/年	4,159t/年
推計方法②	初年度34,164t/年 次年度43,246t/年	初年度12,106t/年 次年度15,324t/年	初年度3,791t/年 次年度4,799t/年	初年度-346kl/年 次年度-438kl/年
推計方法③	7,661t/年	4,147t/年	1,555t/年	321kl/年
処理可能量	7,661t/年	871t/年	516t/年	処理不可能

4.4 平時の対策

○本市施設の整備・更新状況等を踏まえ、定期的に処理可能量を見直す。

4.5 災害発生後の留意点

○平時に想定した処理可能量を参考に、生活ごみの発生状況を踏まえ、災害発生後に処理可能量を見直す。

○被害状況、災害廃棄物の発生状況から、市単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、埼玉県に報告する。

○策定した処理フローに基づき、市施設で受入れ可能なごみは災害発生後初動期より受入れを開始する。

○市単独での処理が困難な場合は、埼玉県及び周辺自治体に支援要請する。

第4章 災害廃棄物の処理に関する事項

1 処理フロー

災害廃棄物の処理に係るフロー例を図4.1に示す。初動において廃棄物対策班の長は、処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、処理フローを作成する。

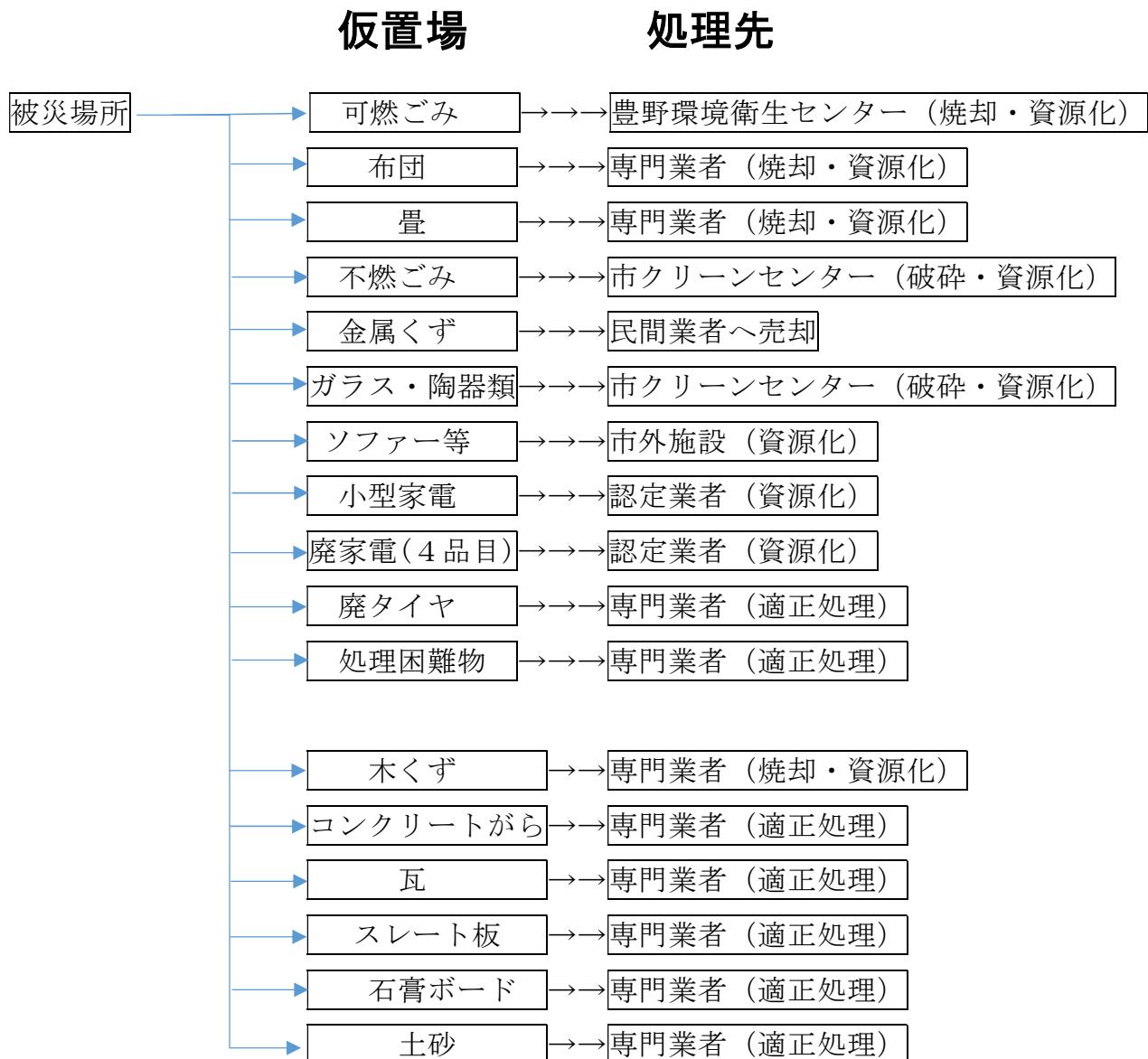


図4.1 処理フロー例

2 収集運搬計画

初動段階において廃棄物対策班の長は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類（道路上等に散乱したものを含む）、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討し、収集運搬体制を整備する。

道路啓開が必要な場合は、道路啓開に伴う集積場所を道路管理者等へ迅速に伝達するとともに、災害廃棄物の仮置場と混合されないよう調整を行う。さらに、道路啓開等の情報を基に、収集・運搬ルートを検討し、必要に応じて埼玉県へ協議又は報告する。

収集及び運搬については、住民による自己搬出が考えられるが、搬出手段がない住民や大量の災害がれき類の収集・運搬を賄うため、廃棄物処理業者、建設業者、収集運搬業者等に要請を行い、適切な収集・運搬能力を確保する。市で対応困難な場合は、埼玉県等へ支援を要請する。

被災現場から仮置場への運搬及び搬入では、利用できる道路の幅員が狭い場合が多く小型の車両しか使えない場合が想定されるので、要請を行う場合は、その点に配慮する。

また、収集・運搬に当たっては、次の事項に留意するように広報するとともに、道路上の散乱物や他の緊急車両への影響を考慮し、あらかじめ仮置場までの運搬ルートや注意事項を記載した経路図等を用意する。

- 運搬中に積荷が荷崩れを起こさないよう注意する。
- 分別された廃棄物が混合しないようする。
- 災害廃棄物の見かけ比重等に注意し、過積載とならないようする。
- 解体現場での積み込みの際、適度な散水を行い、粉塵の飛散を防止する。
- 運搬中の粉塵の飛散や災害廃棄物の落下等がないよう荷台をシートで覆う。

収集運搬の応急段階においては、下記の点に注意する。

- 地域住民に収集運搬ルートと収集運搬時間の周知をする。
- 輸送による地域住民の生活環境への影響を調査する。生活環境への影響が懸念される場合は、保全措置をとる。
- 渋滞や交通安全、生活環境の面で改善の必要性がある場合には、収集運搬ルートや収集運搬時間の変更を検討する。
- 国庫補助として請求することも考慮し、毎日、種類別の発生量、被災現場からの搬出量、仮置場への搬入量、仮置場からの搬出量等の情報（写真を含む）や車両のタイプ、積載量、1日当たりの延べ台数を記録する必要がある。

3 処理

初動段階において、廃棄物対策班の長は、次に示す実際の被害状況等を踏まえた処理スケジュールを検討する。

- 市職員の被災状況
- 災害廃棄物の発生量
- 処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量

応急段階においては、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎選別処理、焼却処理等の中間処理、再生利用等の処理を行う。災害廃棄物処理に必要な中間処理能力、再生利用ルートは既存の施設等の能力を最大限に生かすとともに、不足分について、市外施設への広域処理や仮設処理施設の整備により確保する。

4 再生利用

災害廃棄物は、再生利用可能なものを多量に含んでおり、復旧・復興時の資材としての利用も可能である。よって、災害廃棄物の処理及び処分に際しては、可能な限り環境の保全や資源の有効活用に配慮し、再生資材にリサイクルすることで、災害廃棄物の処理量及び処分量を削減する。

表4.1に再生利用が考えられる資材等を示す。

応急段階においても、今後の処理や再生利用を考慮し仮置場では可能な限り分別を行い、再生資材の発生量に応じて関係部局等と調整のうえ、保管場所を設ける。

復旧段階においては、再生資材の活用が望ましいことから、種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択し、品質・安全性に配慮した処理を行う。

表4.1 再生利用が考えられる資材等

災害廃棄物	再生資材	利用用途等
コンクリートがら	再生碎石	復興資材（道路路盤材等）
金属類	金属	金属くず
木質類（柱・角材）	チップ、ペレット	サーマルリサイクル（燃料） マテリアルリサイクル（資材）
可燃物（焼却対象）	焼却灰	セメント原料・再生碎石
土砂（氾濫堆積物）	土砂	復興資材（盛土材等）

5 処理困難物等

消火器、ガスボンベ等の危険物や、農薬、毒劇物等の薬品類、P C B 含有廃棄物、石綿含有廃棄物等の処理困難物は、生活環境保全上の観点及び住民への健康影響防止の観点から、他の災害廃棄物よりも優先的に回収し、他の廃棄物と区別して保管するとともに、専門機関、専門処理業者への委託等により適正に処理する。取扱いに注意を要する代表的な処理困難物の収集・処理方法の例を表4.2に示す。

表4.2 代表的な有害・危険製品の収集・処理方法の例

品目	処理処分の方法(例)
農薬	
有機溶剤	
電池類	
灯油、ガソリン、 エンジンオイル等	専門業者へ処理を依頼する。
消火器	
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄物方法も品目ごとに定められている。
石綿（飛散性） 石綿含有物（非飛 散性）	回収した廃石綿及び石綿含有廃棄物は、プラスチックバッグやフレキシブルコンテナバッグで、二重梱包や固形化により飛散防止措置を行ったうえで、管理型最終処分場において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理を行う。
P C B 含有機器（ト ランス、コンデン サ等）	既存のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容等を踏まえ処理を行う。所有者不明のものは、濃度分析を行い、判明した濃度に応じて適正に処理する。高濃度のものは中間貯蔵・環境安全事業体(JESCO)で、低濃度のものは環境省の認定施設へ処理を委託する。
ガスボンベ L P ガ ス、高圧ガス等	容器の記載から、ボンベの所有者が確認できる場合は、そのガス会社に連絡して引き取ってもらう。文字が消える等で所有者が確認できない場合は、一般ガスであれば、埼玉県高圧ガス溶材協会へ、L P ガスについては、一般社団法人埼玉県 L P ガス協会へ連絡し回収方法を確認する。

6 廃家電・パソコン・自動車・二輪車

災害発生時においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や各種リサイクル法に基づき、必要な措置を講じるとともに、パソコンリサイクルや二輪リサイクル等のような自主的なリサイクルの取組も可能な限り努める必要がある。

6.1 廃家電・パソコン等

廃家電のうち、家電リサイクル法対象品目は家電リサイクル法ルートで、その他の家電製品については、パソコン、携帯電話、小型家電等は、既存のルートでリサイクルすることを原則とする。

本市は、発生段階で可能な限り分別を行い、品目ごとに収集運搬・保管を行う。

しかし、リサイクルルートに回すことが困難である廃家電等は、粗大ごみとして他の不燃物と同様に取り扱う。

廃家電中に有害物・危険物を含む製品や、パソコン、携帯電話、デジカメ・ビデオ、HDD等の思い出の品に該当する可能性がある製品については、取扱いに留意する。

6.2 自動車

大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づき処理することを原則とする。所有者が判明し、所有者に引取りの意思がある場合は、所有者に引渡し、所有者に引取りの意思がない場合は、処理業者（自動車販売業者、解体業者等）に引き渡す。

所有者不明の場合は、被災地から撤去・移動するが、仮置場で一次保管した後、所有者若しくは処理業者へ引き渡す。

自動車の処理方法と留意点を表4.3に示す。

6.3 二輪車

原則として、ハンドル、車体（フレーム）、ガソリンタンク、エンジン、前後輪が一体となっているものは、二輪車リサイクルシステムに基づき処理を行う。被災地からの撤去・移動、所有者若しくは処理業者引渡しまでの間、仮置場での保管を適切に行う。

二輪車の処理方法と留意点を表 4.4 に示す。

表4.3 自動車の処理方法と留意点

項目	留意点等
被災自動車の状況確認と撤去・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○被災自動車の被災地域からの引渡し先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。 ○被災車両は、レッカー車、キャリアカーにより仮置場まで輸送する。 ○冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。 ○電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。 ○廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。 ○電気自動車、ハイブリット車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。
所有者の照会	<ul style="list-style-type: none"> ○被災自動車の所有者を調べるには、情報の内容により、国土交通省、軽自動車検査協会、関東運輸局埼玉運輸支局となる。 ○仮置場に搬入された被災自動車で、所有者が不明の場合は、一定期間公示し、所有権が市町村に帰属してから当該車両を引取業者に引き渡す。
仮置場における保管	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済み自動車の保管の高さは、野外においては囲いから3m以内は高さ3mまで、その内側では高さ4.5mまでとする（ただし、構造耐力上安全なラックを設けて保管し、適切積み下ろしができる場合を除く）。大型自動車にあっては、高さ制限は同様であるが原則平積みとする。 ○堆積物等が車内に存在する場合は、堆積物を事前に除去することが望ましい。 ○被災車両は、車台番号及びナンバープレート情報が判別できるものとできないものとに区分する。

表4.4 二輪車の処理方法と留意点

項目	留意点等
被災二輪車の状況確認と撤去・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○被災自動車の被災地域からの引渡し先は、被災状況及び所有者の意思によって異なる。 ○被災二輪車は、バイク積載車両等により仮置場まで輸送する。 ○冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。 ○電気系統のショートを防ぐためにバッテリーのマイナス端子を外す。 ○電気二輪車、ハイブリット二輪車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。 ○廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。
所有者の照会	<ul style="list-style-type: none"> ○車両ナンバー、車検証等から被災二輪車の所有者照会を行い、所有者引取が可能か否かを判断する。 ○被災二輪車の所有者を調べるには、情報の内容により、軽自動車検査協会、軽自動車協会、各市町村となる。

7 太陽光パネル

太陽光パネルの運搬、仮置場での保管及び処理する際の留意事項を表 4.5～表4.7に示す。

表4.5 太陽光パネルを運搬する際の留意事項

項目	留意点等
感電の防止	<ul style="list-style-type: none">○積み込みや運搬時には、荷台における太陽電池モジュールの表面を下にする、又は表面を段ボール、遮光用シート等で覆う等、発電しないような措置を講じる。○複数の太陽電池モジュールがケーブルで繋がっている場合、ケーブルのコネクタを抜き、ビニールテープ等を巻く。○乾いた軍手、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。○モジュール周辺の地面が湿っている場合やケーブルが切れている等、感電の可能性がある状態のものを見つけた場合は、不用意に近づかず、電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受ける。○降雨・降雪時には極力作業を行わない等によりリスクを低減させる。
破損等による怪我の防止	<ul style="list-style-type: none">○積込みや運搬時等、破損による怪我を防止するよう十分に注意する。
水濡れ防止	<ul style="list-style-type: none">○ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水等の水濡れによって含有物質が流出するおそれや感電の危険性が高まるおそれがある。そのため、荷台をブルーシートで覆う、屋根付きトラックにより運送する等の水濡れ防止策をとることが望ましい。

表4.6 太陽光パネルを仮置場で保管する際の留意事項

項目	留意点等
分別保管	<ul style="list-style-type: none"> ○重金属が含まれていること、アルミフレーム等の有用資源が含まれていること等から、可能な限り分別保管する。 ○太陽電池モジュールによる感電、怪我を防止するため、みだりに人が触るのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意を促すことが望ましい。
感電の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽電池モジュールは光が当たると発電する。また、太陽光発電設備のパワーコンディショナーや太陽電池モジュールと電線との接続部は、水没・浸水している時に接近又は接触すると感電するおそれがある。そのため、感電を防止するよう十分に注意する必要がある。 ○感電防止のため、太陽電池モジュールの表面を下にする、又は表面を段ボール、遮光用シート等で覆い、発電しないようにする。 ○複数の太陽電池モジュールがケーブルで繋がっている場合、ケーブルのコネクタを抜き、ビニールテープ等を巻く。 ○乾いた軍手、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ○モジュール周辺の地面が湿っている場合やケーブルが切れている等、感電の可能性がある状態のものを見つけた場合は、不用意に近づかず、電気工事士やメークー等の専門家の指示を受ける。 ○降雨・降雪時には極力作業を行わない等の対策によりリスクを低減させることが望ましい。
破損等による怪我の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○破損に備えて保護帽、厚手の手袋（革製等）、保護メガネ、作業着等を着用する。
水濡れ防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水等の水濡れによって含有物質が流出するおそれや感電の危険性が高まるおそれがあるため、ブルーシートで覆う等の水濡れ防止策をとるとともに、土壤等の汚染が生じることがないように環境対策を実施することが望ましい。

表4.7 太陽光パネルの処理方法と留意事項

項目	留意点等
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の埋立量を削減するため、金属、ガラスといった素材としてのリサイクルをできるだけ推進することが望ましい。 ○太陽電池モジュールの種類、ガラスの性状等により適切なリサイクルの方法も異なることが想定されるため、リサイクルの方法を想定して事前に素材の性状等を整理しておくことが望ましい。
感電の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽池モジュールの表面を遮光シートで覆い、発電しないようにする。 ○絶縁手袋・ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する等の対策をとり、感電のリスクを低減させる。
怪我の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○保護帽、グローブ、メガネ、作業着、マスク等を着用する等により、怪我や粉塵吸入のリスクを低減させる。
排水の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル処理の中で排水が発生する場合には、水質汚濁防止法等における排水の規制に対応できるよう、排水処理装置を設置する等、適切な作業手順の確認・遵守をする必要がある。
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済太陽電池モジュール等は、鉛等の有害物質を含むことがあるため、その物の性状等に応じて適正処理する必要がある。

8 腐敗性廃棄物

農産物・畜産物や獣畜の死体、食品加工施設等から発生する食品くず等の腐敗性の強い廃棄物は、公衆衛生の確保のため、対応を優先して行うこととする。

腐敗は時間とともに進行するため、腐敗状況の緊急度に応じて、次のとおり処理を行う。

○食品加工施設の損壊や、冷蔵・冷凍施設の停電による停止により発生する腐敗性のある廃棄物

は、プラスチックや紙等の容器類も付随しており、これらはできる限り分別する。

○発生量が多く、腐敗が進むような場合の緊急的な対応としては、

- ・石灰（消石灰）の散布や段ボール等による水分吸収による公衆衛生確保を実施する。
- ・実態、必要性を把握後、原則として焼却処分を実施する。

9 稲わら

水害により水田に堆積した稲わらは、関係機関と連携し処理を行う。

○受入れ施設は、豊野環境衛生センターとする。

○受入れ施設への収集・運搬は原則として当事者の市民（農業者）が行う。

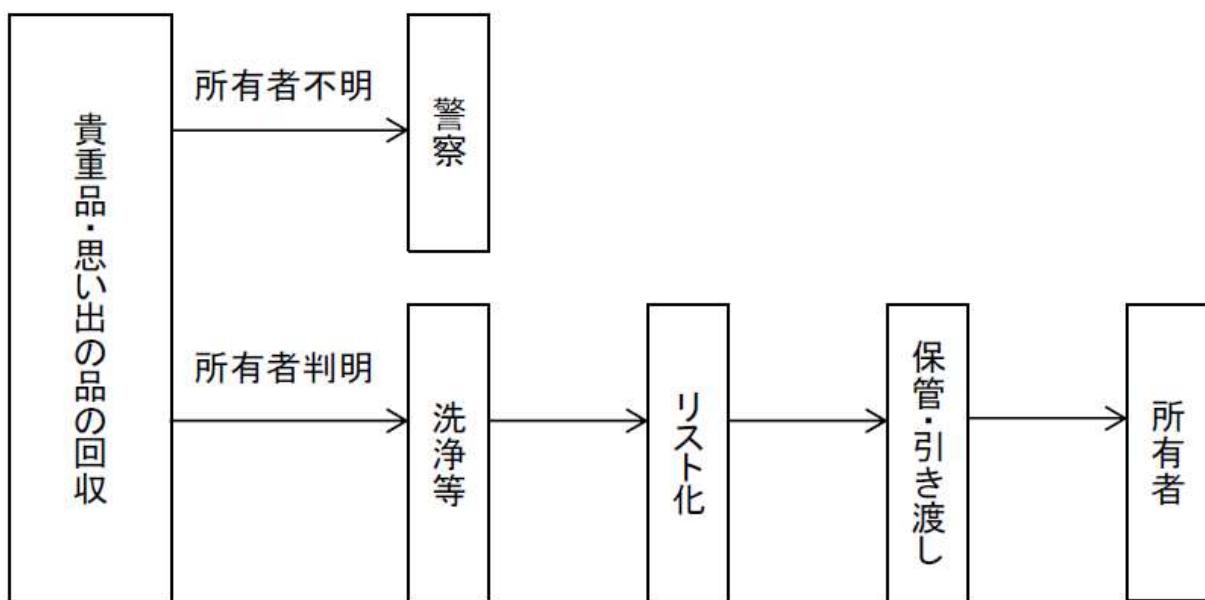
○特定の日に持込みが集中することを避けるため、市民（農業者）と持込み量、及び持込み日等の調整を行う。

○本市は、必要に応じて現地確認を行う。

10 貴重品・思い出の品

災害廃棄物中に、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属、パソコン、HDD、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等の貴重品・思い出の品を確認した場合は、行政により保管し、可能な限り持ち主に返却する措置を取る。その際、個人情報が含まれていることに留意し、保管・管理に慎重を期す。

所有者が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）については、速やかに警察に届ける。



出典：埼玉県災害廃棄物処理指針（2017年（平成29年）3月埼玉県）

図4.3 貴重品・思い出の品等の回収・引き渡しフロー

11 生活ごみ

大規模災害発生時には、災害廃棄物の処理だけでなく、住民生活を確保するために必要となる生活ごみの処理も並行して進めなければならない。生活系ごみについては、プラスチック系ごみが増える傾向はあるものの、平常時の生活ごみ処理量と著しい差はないと考えられるため、既存の処理施設での処理が原則となる。

廃棄物対策班の長は、本市の委託業者や許可業者の車両の被災状況を確認し、速やかに生活ごみの収集運搬体制を確立する。初動時は、生活環境の保全、公衆衛生の確保や災害廃棄物の処理を最優先とし、ごみの種類に応じて収集や処理の優先順位をつける。

(例) ○可燃ごみの収集を週3回から週2回にする。

○不燃ごみの収集を月2回から月1回とする。

○粗大ごみの戸別収集や施設への直接搬入を一時停止する。

地域によって被災の程度に差があるような場合は、被害の程度が小さかった地域で排出されるごみの収集に手が回らず、交通障害、景観の悪化、生活環境・公衆衛生の悪化につながるため、被害の程度が大きかった地域だけでなく被害の程度が小さかった地域のごみも収集運搬できる体制を確立する。市の収集運搬体制では対応できないと想定される場合は、埼玉県に収集運搬車両と人員支援に係る要請を行う。

生活ごみは平時と同様に地域のごみ集積所へ派出し、仮置場へ排出しないようにすることや、緊急対応における収集日の変更について、早急に市民に周知する。

市施設や施設へのアクセス道路の被災等により、市施設での処理が困難な場合、生活ごみを一時的に保管するための仮置場を設置する。生活ごみを一時的に保管する際は、悪臭・害虫等が発生しないよう消臭剤・脱臭剤・駆除剤等を散布する。

市施設が被災した場合は、いち早く平時のごみ処理体制に復旧できるよう、補修体制を整備し早急に施設補修に着手する。被災した市施設が平時と同じ稼働が行える状況になった際は、施設を再稼働させ、平時のごみ処理体制を復旧させる。

12 避難所ごみ

避難所ごみは避難所に届けられる支援物資等の使用・消費により発生するため、平時の生活ごみとは組成が異なり、特に衣類、ダンボール、容器包装プラスチック等が大量に発生することを踏まえ、分別区分や収集頻度等を設定する。

また、収集場所や収集運搬ルートについては、避難所ごみの特性から、通常のルートとは異なる対応を求められる。本市は、避難者数及び避難所の設置・閉鎖の状況に応じて、収集保管場所を確保するとともに、収集運搬ルートを決定のうえ、収集運搬体制を構築する。

13 し尿

大規模災害発生時のし尿処理については、避難所に仮設トイレが設置され、平常時水洗化世帯が避難所での仮設トイレを使用することによるし尿処理量の増加が想定される。

避難所での仮設トイレ必要数の推計根拠を表4.8に、推計数を表4.9に、災害時のし尿処理の手順を表4.10に示す。

なお、仮設トイレ利用の可否は、公共下水道処理区域内における公共ますから下流側施設の利用可否について、施設管理課下水道施設担当と情報共有を行うものとする。

表4.8 避難所での仮設トイレ必要数の推計根拠

項目	算出方法
し尿発生量	収容人数×し尿量1.7L
仮設トイレ目標数※1	収容人数÷50人
仮設トイレ必要数※2	し尿発生量×収集間隔3日÷便槽400L

※1内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

※2環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて(平成26年3月)

表4.9 避難所での仮設トイレ必要数の推計

避難所	最大収容 人数(人)	し尿発生 量(L)	仮設トイレ(基)	
			目標数	必要数
1 粕壁小学校	3,906	6,641	79	50
2 内牧小学校	3,599	6,119	72	46
3 豊春小学校	3,845	6,537	77	50
4 武里小学校	2,964	5,039	60	38
5 幸松小学校	3,226	5,485	65	42
6 豊野小学校	3,664	6,229	74	47
7 武里南小学校	4,849	8,244	97	62
8 武里西小学校	4,501	7,652	91	58
9 谷中小記念館	471	801	10	7
10 備後小学校	3,335	5,670	67	43
11 八木崎小学校	3,895	6,622	78	50
12 牛島小学校	4,148	7,052	83	53
13 緑小学校	3,559	6,051	72	46
14 上沖小学校	4,017	6,829	81	52
15 正善小学校	3,848	6,542	77	50
16 立野小学校	4,037	6,863	81	52
17 宮川小学校	3,124	5,311	63	40
18 藤塚小学校	3,201	5,442	65	41
19 小渕小学校	3,168	5,386	64	41
20 春日部中学校	5,075	8,628	102	65
21 東中学校	5,487	9,328	110	70
22 豊春中学校	3,530	6,001	71	46
23 武里中学校	4,766	8,103	96	61
24 (旧)谷原中学校	4,474	7,606	90	58
25 大沼中学校	4,428	7,528	89	57
26 豊野中学校	4,240	7,208	85	55
27 春日部南中学校	4,020	6,834	81	52
28 緑中学校	3,632	6,175	73	47
29 大増中学校	3,691	6,275	74	48
30 市民武道館	1,244	2,115	25	16
31 粕壁市民センター(中央公民館)	2,780	4,726	56	36
32 内牧市民センター(内牧地区公民館)	943	1,604	19	13
33 豊春市民センター(豊春地区公民館)	1,003	1,706	21	13
34 武里市民センター(武里地区公民館)	1,357	2,307	28	18
35 幸松地区公民館	1,004	1,707	21	13
36 豊野地区公民館	557	947	12	8
37 武里南地区公民館	266	453	6	4
38 武里東公民館	300	510	6	4
39 藤塚公民館	300	510	6	4
40 粕壁南公民館	553	941	12	8

避難所	最大収容 人数(人)	し尿発生 量(L)	仮設トイレ(基)	
			目標数	必要数
41 豊春第二公民館	607	1,032	13	8
42 幸松第二公民館	316	538	7	5
43 内牧南公民館	310	527	7	4
44 市民文化会館	5,645	9,597	113	72
45 県立春日部高等学校	9,412	16,001	189	121
46 県立春日部東高等学校	9,011	15,319	181	115
47 県立春日部工業高等学校	8,161	13,874	164	105
48 県立春日部女子高等学校	7,775	13,218	156	100
49 武里大枝市民センター(武里大枝公民館)	1,058	1,799	22	14
50 総合福祉センター	1,500	2,550	30	20
51 健康福祉センター	1,054	1,792	22	14
52 男女共同参画推進センター	528	898	11	7
53 大池憩いの家	325	553	7	5
54 大凧文化交流センター((旧)宝珠花小学校)	1,794	3,050	36	23
55 江戸川小中学校	2,058	3,499	42	27
56 (旧)富多小学校	1,857	3,157	38	24
57 南桜井小学校	2,755	4,684	56	36
58 桜川小学校	3,626	6,165	73	47
59 葛飾中学校	3,988	6,780	80	51
60 川辺小学校	2,803	4,766	57	36
61 中野小学校	2,161	3,674	44	28
62 飯沼中学校	2,976	5,060	60	38
63 庄和体育館	2,312	3,931	47	30
64 社会福祉法人子供の町	2,854	4,852	58	37
65 庄和市民センター正風館(庄和地区公民館)	2,016	3,428	41	26
66 県立庄和高等学校	5,774	9,816	116	74
67 東部地域振興ふれあい拠点施設(ふれあいキューブ)	737	1,253	15	10
68 薬師沼憩いの家	173	295	4	3
合計	83,586	142,108	1,689	1,080

表4.10 災害時のし尿処理の手順

✓	No	項目	責任者
	1	避難場所に必要な数の仮設トイレを確保し、設置する。	災害対策本部
	2	危機管理防災課と避難所等のトイレの使用可否、仮設トイレの設置状況、避難者数等の情報共有を図る。	リサイクル衛生班の長
	3	必要に応じて、避難所として指定されている公共施設のトイレの利用の可否について確認・協力を依頼する。 下水道>施設管理課　　浄化槽>春日部環境衛生事業協同組合	リサイクル衛生班の長
	4	汚泥再生処理センターでのし尿の受入の可否を確認。処理能力を超える場合、受入れが不可な場合は、し尿の流域下水道への直接投入を検討する。	リサイクル衛生班の長
	5	し尿汲取り世帯からの問合せについては、通常のし尿の収集ができる可能性があることを伝え、住所等と便槽内のし尿の量を確認する。	リサイクル衛生班の長
	6	浄化槽世帯からの問合せについて、事業者との個別契約になることを伝え、必要に応じ許可事業者・点検業者を紹介する。 ※被害範囲が広域にわたる場合は埼玉県への支援要請を検討する。 支援は範囲・地区を指定して要請する。 埼玉県水環境課「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する応援協定」	リサイクル衛生班の長
	7	対応が可能であれば、至急対応が必要な箇所の汲み取りを事業者に依頼する。	リサイクル衛生班の長
	8	委託・許可業者の被害状況、市内の汲み取り便槽・浄化槽の被害状況等の情報を確認し、し尿、浄化槽汚泥収集の対応方針を決定する。 対応に必要な車両台数、作業人員が確保できない見込みの場合、埼玉県等への支援要請を検討する。	リサイクル衛生班の長
	9	対応方針の住民への広報を行う。	リサイクル衛生班の長
	10	必要に応じて既設避難所や仮設トイレ未設置の地域について、追加設置・撤去を検討する。	リサイクル衛生班の長
	11	予算措置については、財政課との協議を事前に行う。 支援内容、委託料、契約締結事務の進め方について確認を行う。 日報の作成方法・実績報告・記録写真等について確認を行う。	リサイクル衛生班の長

14 損壊家屋等

14.1 公費解体

損壊家屋等の解体・撤去等は、原則として所有者の責任で実施することになる。しかし、国が災害廃棄物処理事業として公費負担の対象とし、本市が市の事業として行う場合（公費解体）は、市は災害に係る被災家屋等の公費による解体及び撤去に関する要綱を策定し、公費解体にかかる体制を全庁的に整備した上で、申請方法等を被災者へ向けて広報する。

14.2 被災家屋の解体撤去に係る留意点

- 本市は関係部局と連携し、倒壊の危険性のある建物等から優先的に解体撤去を実施する。
- 解体撤去の時期を地域住民へ広報するとともに、所有者の意思を確認のうえ、必要な解体撤去を順次行う。
- 解体撤去時には、石綿の飛散防止対策を講じるとともに、石綿含有物とそれ以外との分別を徹底する。
- 市は、廃棄物を分別し、仮置場等に運搬する。
- 作業者は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿の排出に備え、必ず防じんマスクを着用する。
- 被災家屋の状態（被災家屋が建築物としての形態を残している場合等）によって、建設リサイクル法の対象となる場合がある。
- 石綿が使用されている建築物を解体等作業する場合、関係法令を遵守する必要がある。
(関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、石綿障害予防規則)

15 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後の被災家屋等の解体ごみとは異なる

本市は、被災住宅の障害物（居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等に限る。）の除去を行う。

必要に応じて、埼玉県に応援要請を行う。

16 交通障害物の除去

本市は、各道路管理者及び防災関係機関との連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。

17 最終処分

災害廃棄物の処理・処分に当たっては、できる限り再生利用に努め、どうしても再生利用ができないものについて最終処分を行う。本市は、現在稼働中の最終処分場を持たないことから、これらの全てを外部委託で最終処分することが求められる。原則、平常時の最終処分体制を基本とし、平常時の対応が困難な場合は、埼玉県、県内市町村、業界団体等に応援要請により対応する。

18 広域的な処理・処分

大規模災害発生に備え、本市は埼玉県及び近隣自治体と広域処理・処分に係る連絡体制や手順について協議を進めるとともに、情報共有や訓練を実施する。

広域的な処理・処分では、産業廃棄物処分場や一般廃棄物処分場を所有する埼玉県外の自治体等と事前に災害廃棄物処理に係る協定締結について検討する。

また、広域処理の支援側となることも想定し、本市の廃棄物処理施設において、区域外の災害廃棄物を処理する際の手続きをあらかじめ定めるとともに、必要に応じて地域住民への説明を行う。

広域的な処理・処分を実施するための支援体制の構築に係る埼玉県と本市の役割を表4.11に示す。

表4.11 大規模発生時の広域支援体制に係る埼玉県・市の役割

春日部市	埼玉県
①災害廃棄物対策本部の設置・県内被害状況の情報収集	
<ul style="list-style-type: none">○発災後速やかに、災害廃棄物対策のための体制を整え、災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握し、埼玉県等に報告する。○初動期に必要となる災害廃棄物の現場撤去、仮置場の確保を進める。○人員不足の場合、埼玉県に調整・支援を要請する。○緊急的に必要ながれきの撤去等について、民間事業者への協力要請やボランティアの受け入れ等を行う。	<ul style="list-style-type: none">○発災後速やかに、災害対策本部部を設置し、埼玉県内被害状況の情報収集を行う。○災害対策本部と連携して埼玉県内市町村等と連絡を取り、埼玉県内全域の災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握する。○団体規模に比して災害規模が大きい等の理由で計画・マニュアル等に定めた業務の遂行が著しく遅滞又は中断するおそれがある場合等、必要に応じて職員を市町村等に派遣し、業務の遂行の確認や進行管理の支援等を行う。○埼玉県内で対応困難な場合は、国及び埼玉県外自治体に対して、人員・人材の派遣、収集運搬・処理資機材等の支援を要請する。
②処理体制の検討	
<ul style="list-style-type: none">○被害状況、災害廃棄物の発生状況から、本市単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、埼玉県に報告する。○単独での処理が困難な場合は埼玉県に支援要請する。	<ul style="list-style-type: none">○市町村等との連携により、埼玉県全体として迅速かつ効率的な処理を行える体制を構築する。市町村等ごとの被災状況や災害廃棄物処理対応の可否を詳細に把握し、以下の順で検討する。 ア) 市町村等単独での処理が可能か

	<p>イ) 市町村等間の広域処理による対応が可能か ウ) 埼玉県による主体処理が必要か エ) 埼玉県外自治体への支援要請が必要か</p>
③本市単独での処理体制の構築	
○人員を配置し、処理委託等の手続きを実施する。	○必要に応じて、資機材、燃料等の確保を支援・調整する
④市町村主体の広域処理体制の構築	
○埼玉県の調整のもと、近隣市町村等との広域処理体制を構築する。 ○広域処理エリア内の各市町村等の役割分担を明確にし、それに必要な人員を各市町村等において配置する。エリア内の中核的な市町村等が中心的な役割を担う。また必要に応じて、埼玉県外からの経験者等の応援を受入れて体制を構築する。	○市町村等主体の広域処理が円滑に進むようエリアや処理体制について調整・支援する。
⑤埼玉県主体の広域処理体制の構築	
○埼玉県の業務発注に必要な情報を提供する。	○市町村等自らの処理が困難であり、埼玉県への事務委託の要請があった場合は、埼玉県が主体となって災害廃棄物を処理する。 ○処理業務等の発注に当たって、複数市町村等のエリアを一括して発注することが効率的である場合は、関係市町村等と協議調整のうえ処理体制を構築する。
⑥国・埼玉県外自治体等との広域処理体制構築	
○埼玉県の調整を受け、国・埼玉県外自治体等との広域処理体制を構築する。 ○埼玉県外自治体等と災害時の協力協定を締結している場合は、当該自治体等との連携を行う。	○埼玉県内での処理が困難な場合、国・県外自治体等へ支援要請し、埼玉県外での広域処理体制を構築する。

19 環境モニタリング・環境対策・火災対策

本市は、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、被災建物の解体・撤去現場や仮置場において、環境モニタリングを実施する。環境モニタリングの初動の手順を表4.12に示す。

表4.12 環境モニタリングの初動手順

✓	No	項目	責任者
	1	<p>【環境モニタリング】</p> <p>○仮置場の開設にあたっては、用途開始前に当該地、搬入経路、及び隣接地域の環境モニタリング等を実施し、必要な環境対策を講じるよう関係者へ情報提供する。</p> <p>○建物の解体現場及び災害廃棄物の仮置場における環境モニタリングは、環境省による『災害廃棄物対策指針技術資料「環境対策、モニタリング、火災防止対策』』を参考に講じるものとする（表4.13、表4.14参照）。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて項目の見直し・追加等を行う。</p> <p>○石綿が飛散するおそれがある場合、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において石綿濃度のモニタリングを実施する。</p>	環境政策班の長
	2	<p>【悪臭及び害虫発生の防止】</p> <p>腐敗性廃棄物を優先的に処理し、消石灰等を散布する等、害虫の発生を防止する。</p>	廃棄物対策班の長
	3	<p>【仮置場における火災対策①】</p> <p>仮置場における火災を未然に防止するための措置を実施する。また、万が一火災が発生した場合に、二次被害の発生を防止するための措置も併せて実施する。</p>	廃棄物対策班の長
	4	<p>【仮置場における火災対策②】</p> <p>万が一火災が発生した場合は、消防と連携し迅速な消火活動を行う。</p>	廃棄物対策班の長

■ 環境モニタリング項目の考え方

環境モニタリング項目の考え方を、表4.13に示す。

主な影響項目は、大気（有害大気汚染物質等）、騒音、振動、土壤汚染、臭気、水質汚濁が考えられるが、発災後の様相を想定した項目・頻度等について、予め検討しておく。

表4.13 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対応例
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ○解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ○石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ○災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な散水の実施 ○保管、選別、処理装置への屋根の設置 ○周囲への飛散防止ネットの設置 ○フレコンバッグへの保管 ○搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ○運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ○収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ○作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ○仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音 振動	<ul style="list-style-type: none"> ○撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ○仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ○低騒音・低振動の機械、重機の使用 ○処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壤等	○災害廃棄物から周辺土壤への有害物質等の漏出	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内に遮水シートを敷設 ○PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	○災害廃棄物からの悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ○腐敗性廃棄物の優先的な処理 ○消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	○災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地内に遮水シートを敷設 ○敷地内で発生する排水、雨水の処理・水たまりを埋めて腐敗防止

■ 環境モニタリング地点の考え方

環境モニタリング地点の選定の考え方を表 4.14 に示す。

環境モニタリング地点は、実際の被害状況や災害廃棄物処理施設の位置、処理処分方法を踏まえ、都度、再検討を行う。

表4.14 環境モニタリング地点の選定

項目	選定にあたっての考え方
大気質、臭気	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理施設（選別施設や破碎施設等）の位置、腐敗性廃棄物（農産廃棄物や食品廃棄物等）がある場合は、その位置を確認し、環境影響が大きいと想定される場所を確認する。 ○災害廃棄物処理施設における主風向を確認し、その風下における住居や病院等の環境保全対象の位置を確認する。 ○環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理施設の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することを検討する。
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理施設（破碎機等）を確認する。 ○作業場所から距離的に最も近い住居や病院等の保全対象の位置を確認する。 ○発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することを検討する。
土壤等	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置場が選定された際は、集積開始前に土壤サンプリングを行う。 ○仮置場を復旧する際には、土壤が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壤汚染のおそれのある災害廃棄物（バッテリー等）が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。 <p>参考資料（東日本大震災の事例）</p> <p>仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壤汚染確認のための技術的事項（環境省）</p> <p>災害廃棄物仮置場の返還に係る土壤調査要領（岩手県）</p> <p>災害廃棄物仮置場の返還に係る土壤調査要領運用手引書（岩手県）</p>
水質	<ul style="list-style-type: none"> ○雨水の排水出口近傍や土壤汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

本市は、騒音、振動以外の環境分析機器を有しないことから、平時の環境分析業務委託等において特記事項として災害時の協力体制を盛り込む等、体制整備に努めるものとする。

第5章 仮置場

1 仮置場の設置手順

仮置場の設置手順を表 5.1 に示す。

表5.1 仮置場の設置手順

✓	No	項目	責任者
	1	災害廃棄物仮置場責任者を任命する。	災害廃棄物対策チームの長
	2	【仮置場の必要面積の算定】 被害状況を反映した発生量をもとに必要面積の算定を行う。なお、災害廃棄物を置く面積に加え、車両走行スペースや作業スペースを考慮（面積を 2 倍）する。	災害廃棄物仮置場責任者
	3	【仮置場の確保】 関係部署等（自衛隊の野営場や避難所、仮設住宅棟への利用も想定されるため）と調整のうえ、仮置場を確保する。	災害廃棄物仮置場責任者
	4	【仮置場の設置・管理・運営】 適切な仮置場の運用を行うために次の人員・機材を配置する。 ①仮置場の管理者 ②十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員 ③廃棄物の積上げ・積下しの重機 ④場内運搬用のトラック、場内作業用の重機	災害廃棄物仮置場責任者
	5	【災害廃棄物の数量管理】 トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る。	災害廃棄物仮置場責任者
	6	【仮置場の返却】 仮置場の返却にあたり、土壤分析等を行う等、土地の安全性を確認したのち、仮置場の原状回復を行う。	環境政策班の長 災害廃棄物仮置場責任者

2 仮置場選定の留意事項

仮置場選定に当たっての留意事項は、次のとおりである。

- 二次災害のおそれがない場所が望ましい。
- 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。
- 搬入時の交通、中間処理作業の周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。
- 仮置場の選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、跡地利用、関連重機や車両アクセス性や作業の難易度、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電源確保の可能性等を考慮する。
- 選定においては、公有地の遊休地、未利用地、公園、駐車場、埋立地、埋立跡地等を利用するのが望ましい。都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」を参考に他部局と調整を図ったうえで選定作業を行う。
- グラウンド等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と原状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。
- 長期間使用可能な土地が望ましい。
- 災害時の他用途との整合（緊急輸送、協力・支援受け入れ拠点、避難場所等との競合等）を考慮する。
- 学校の校庭は、原則として仮置場選定の対象外とする。

3 仮置場の候補地

春日部市地域防災計画での災害廃棄物仮置場の候補地を表 5.2 に位置図を図 5.1 に示す。今後も関係機関等との調整を図り、仮置場候補地選定を進める。

表5.2 仮置場の候補地

名称	所在地	全体敷地面積	最大利用可能面積	仮置目安(t)
総合体育施設用地 (旧谷原中学校西側)	谷原新田字ヲモレ耕地	88,000 m ²	88,000 m ²	179,259 t
総合体育施設用地 (旧谷原中学校東側)	武里中野字新田	40,000 m ²	40,000 m ²	81,481 t

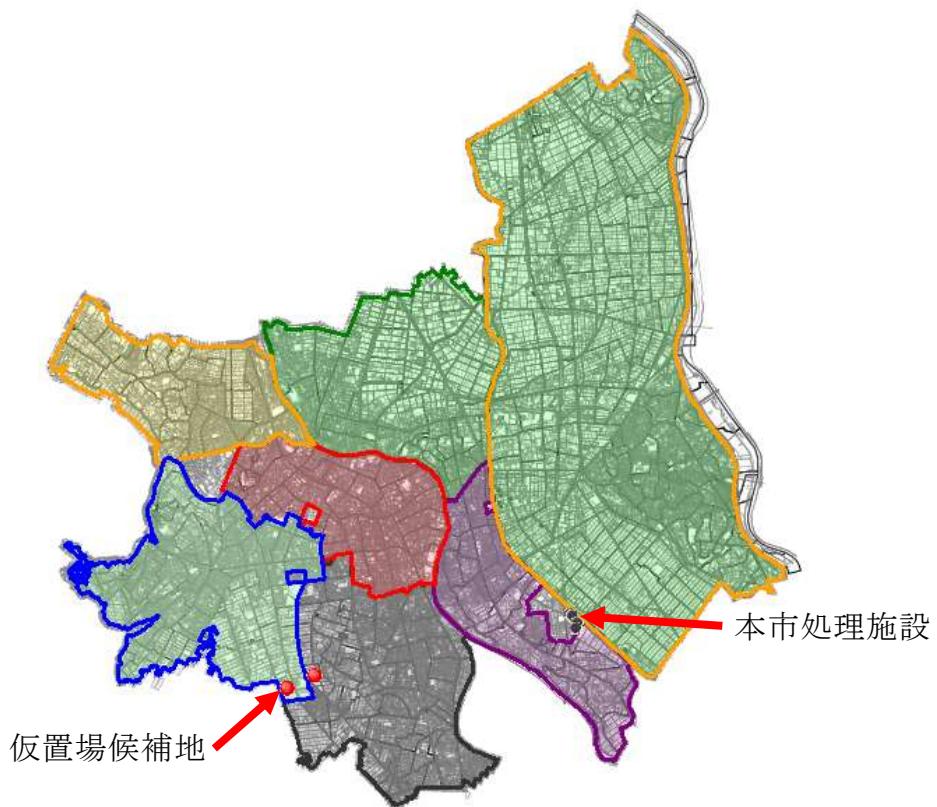


図5.1 仮置場の候補地位置図

4 仮置場に必要な資機材

仮置場に必要な資機材を表 5.3 に示す。写真挿入箇所は優先度が高いものである。資機材を本市で保有することは困難であるため、協定を締結している団体や車両や機材を保有する業者に仮置場の管理の協力を依頼する。

表5.3 仮置場に必要な資機材

区分	No.	必要資機材の品目 (用途)	必要数量	優先度 高:○	備考(災害時の調達方法等)
設置	1	出入口ゲート、チェーン、南京錠 ※施錠用（進入防止不法投棄防止） 	各入出口箇所につき 1 つ	○	春日部市建設業安全協力会、春日部市建設業協会（災害時における救援活動の協力に関する協定より）
	2	オンライン防犯カメラ	1 つ/仮置場		
	3	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板、土嚢（看板の重し） ※廃棄物の分別区分表示用 		○	無い場合は、ワードで、A 3 を 4 分割で張り付けて対応
	4	搬入受付（イス、机、誘導棒、無線） 	各入口箇所につき 1 つ	○	・株式会社 LIXIL ビバ（災害時における物資供給等の協力に関する協定）・埼玉県清掃行政研究協議会（災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定）

5	敷鉄板（滑り止め付きが望ましい） ・軽被害：雨天時のごみ収集車の走行等に使用 ・規模が大きい場合： 広道→ダンプの走行 農道→軽トラの走行	2枚/長さ2m/ 幅員 ※20tダンプ が通行可能な道 を前提(片側1車 線)		春日部市建設業安 全協力会、春日部 市建設業協会 (災害時における 救援活動の協力に 関する協定より)
6	マグネット付きバックホウ（敷き鉄板 の敷設） ※マグネット無しでも可 ※クレーンでも可	敷設場所に1台 以上		
7	U字フック（A4サイズ以上の大き さ） (マグネット付きのバックホウ以外 で、敷き鉄板を敷設する場合に使用)	敷設場所に1台 以上		
8	コーン標識、ロープ、バー杭（仮置区 域の明示、重機の可動範囲の明示） ※区域表示用	区分け箇所		焼却施設内の車庫
9	溶接機（各敷き鉄板を固定するため）	1台		春日部市建設業安 全協力会、春日部 市建設業協会 (災害時における 救援活動の協力に 関する協定より)
10	仮設発電機 ・溶接機用等の電源400V確保 ・電灯等の照明電源 ・休憩用プレハブの冷暖房電源等	1台以上		
11	酸素ボンベ、アセチレンガスボンベ (溶接機用ガス)	各1本以上		

		砂利（ぬかるみ防止） ・範囲が大きい場合は、粒度調整碎石 ・被災規模が大きく緊急性が高い場合は、再生碎石を臨時で用いる可能性がある	1 m ³ / 1 m (1 mのくぼみに対して)		・春日部市建設業安全協力会、春日部市建設業協会 (災害時における救援活動の協力に関する協定より) ・上記で難しい場合、環境センターから近い、中間処理施設、共同土木から購入（再生碎石）
12					
処理	13	フォーク付きバックホウ等（災害廃棄物の分別・破碎・積上げ・積込） (油圧シャベル・コンボ 等) ※粗選別用 	1台以上/仮置場 容量は 小さい仮置場が 0.25m ³ 大きい仮置場は 0.25～1.6m ³ が 要する	○	・春日部市建設業安全協力会、春日部市建設業協会 (災害時における救援活動の協力に関する協定より)
14		バックホウのアタッチメント（マグネット、スケルトン）	1台以上/仮置場	○	・春日部環境衛生事業協同組合（災害時における廃棄物処理の協力に関する協定より）
15		移動式破碎機			
16		運搬車輌 (パッカー車、バキューム車、平ボディ車、ダンプ、軽トラ、アームロール車、ユニック車、ホイルローダー車等)	1台以上/仮置場	○	・春日部環境衛生事業協同組合（災害時における廃棄物処理の協力に関する協定より）

				・春日部市建設業安全協力会、春日部市建設業協会 (災害時における救援活動の協力に関する協定より)
17	燃料（ガソリン、軽油、灯油） (重機、運搬車輛、焼却施設用)			埼玉県石油商業協同組合春日部市部 (災害時における燃料供給の協力に関する協定より)
18	燃料タンク又は、給油車（重機、運搬車輛、焼却施設の稼働用） 	ガソリン 20L / 台 軽油 60L / 台 灯油 4000L (焼却施設立上げ)	○	
19	ホイッスル（警笛やホーン等） (騒音時の注意喚起や意思疎通用)	1個/人		
作業員	20 ヘルメット(シールド付き)、保護マスク、保護めがね、手袋(皮手)、安全(長)靴、耳栓 ※労務災害防止 	1組/人	○	埼玉県清掃行政研究協議会（災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定）
21	無線機（又は、ホイッスル等）	1個/人		
22	休憩小屋(プレハブ、仮設テント等) (作業員用の休憩スペース)	1棟		
23	仮設トイレ（作業員用） ※↓浄化槽タイプがあると望ましい 	2個 (男性用、女性用)	○	埼玉県清掃行政研究協議会（災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定）

	24	クーラーボックス（職員の給水）	1 個		
	25	点呼簿、ゼッケン（作業員の出退勤管理）	役割担当ごと		
管理	26	簡易計量器 (災害廃棄物の搬入・搬出の計量) 	1 基/仮置場		埼玉県清掃行政研究協議会（災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定）
	27	養生シート、防水シート、ブルーシート、防炎シート (土壤汚染防止、飛散防止)	防水又は、防炎シート：1枚/4m ブルーシート 1枚 / 1m（薄いため）		・春日部市建設業安全協力会、春日部市建設業協会（災害時における救援活動の協力に関する協定より）
	28	仮囲い (侵入防止、盗難防止、飛散防止)	仮囲いの周囲		
	29	飛散防止ネット、防じんネット	1 袋/ 2 m ²		ごみ集積所のネットでも代用可
	30	タイヤ洗浄装置、散水設備、散水車	1 台		ホースでも代用可
	31	消臭剤、殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤等 (臭気・害虫・害獣対策)	1 ケース/週		
	32	ガス抜き管、放熱管、消防器、硫化水素測定器等 (堆積物による発火、有毒ガス対策)	分別区分ごとに 1 個以上		消防器は、公共施設から借用。 測定器は、焼却施設内にあり。
	33	掃除用具（竹ほうき等）	人数分		

5 仮置場運営の留意事項

仮置場運営に当たっての留意事項は、次のとおりである。

1) 災害廃棄物の分別

災害廃棄物の仮置場における分別作業は、ボランティア活動との連携が不可欠となる。分別等は、各現場で作業を行う被災者やボランティアの余力や認識、采配に相当依存しており、担当者やリーダーを決め、可能な範囲で行う。ボランティア活動との連携を図りつつ、安全確保及び情報共有を徹底する。

2) 搬入・搬出管理

災害廃棄物の作業効率を高め、さらに不法投棄を防止するためには、正確で迅速な搬入・搬出管理が必要である。また、その後の処理量やコストを見積もるうえでも、量や分別に対する状況把握を日々行なうことが望ましい。

3) 野外焼却の防止

仮置場の設定が遅くなる、若しくは周知が徹底しない場合、野外焼却をされる可能性がある。環境・人体への健康上、「野外焼却禁止」を呼びかけておく必要がある。

4) 仮置場の安全管理

作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿の排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。靴については、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全長靴をはくことが望ましいが、入手困難な場合、長靴に厚い中敷きを入れる等の工夫をする。

5) 仮置場の路盤整備

仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に集積する場合、散水に伴う建設機械の作業効率を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」（基本リース品）を手当する。水硬性のある道路用鉄鋼スラグ（HMS）を輸送し、路盤として使用することもできる。

6) 搬入出路の整備

アクセス・搬入出路については、大型車がアクセスできるコンクリート／アスファルト／砂利舗装された道路（幅 12m 程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。なお、発生した災害廃棄物を、事後の復旧を考慮したうえで浸水地区への仮設道路の基盤材として使うことも可能である。

7) 周辺道路の交通整理

仮置場に災害廃棄物を搬入する車両で交通渋滞を引き起こすことがあるから、仮置場への搬入経路を設定したり、誘導員を配置したりする等、交通整理をすることが望ましい。

8) 仮置場における火災予防

○消火用水や消火器を準備し、仮置場の設置場所を消防と共有する。

○木くず、可燃物は、高さ 5 m 以上積み上げを行わない。

○廃疊等は、可燃系のものと隣接して保管しない。

○鉛蓄電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となるので、山から取り除く。

○山を重機で踏みつぶさないように注意する。

○消火活動及び延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を 2 m 以上設ける。

6 仮置場の配置図

地震発生時の仮置場配置図（レイアウト）例を図 5.2 に水害発生時の例を図 5.3 に示す。

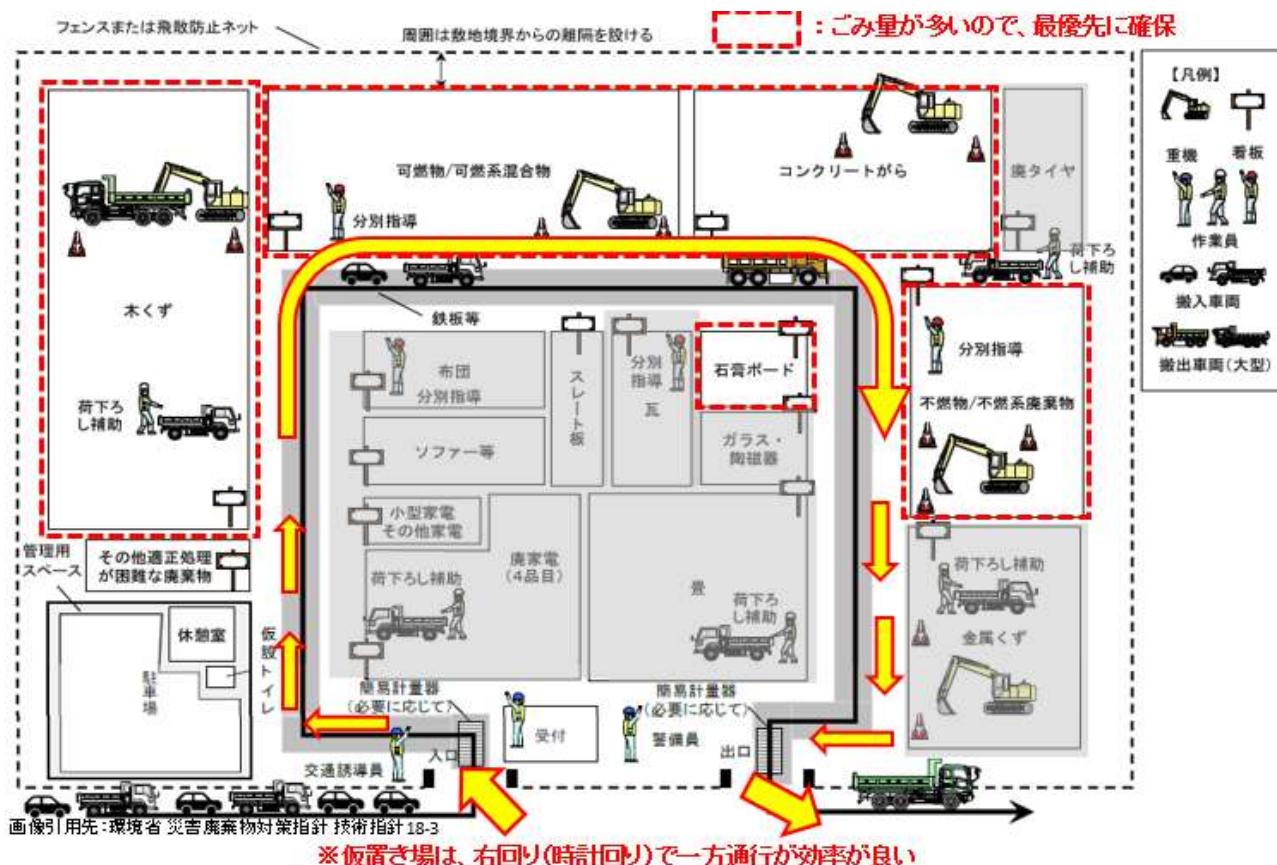


図5.2 地震発生時の仮置場配置図（例）

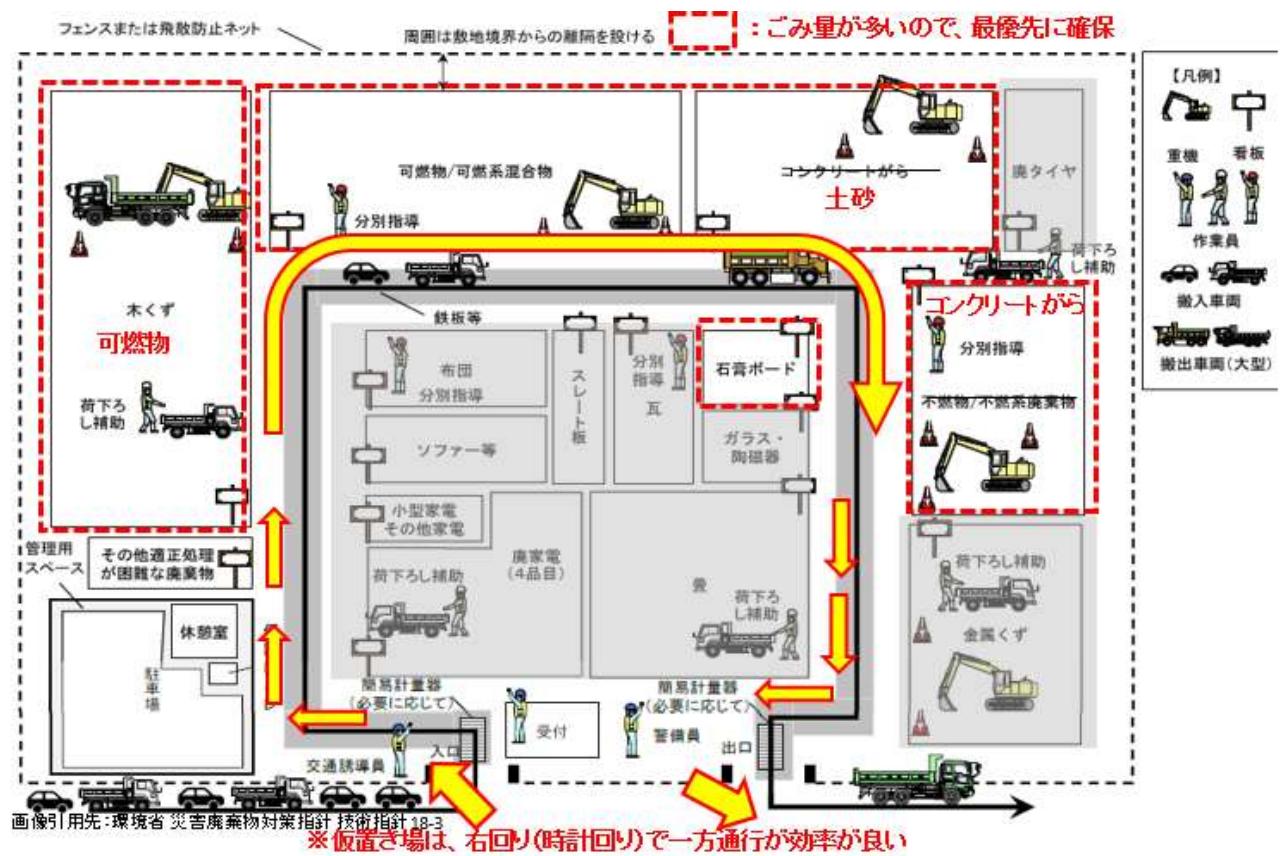


図5.3 水害発生時の仮置場配置図（例）

第6章 その他

1 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画とは、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める計画である。

実行計画作成における要点は下記のとおりである。

○処理計画どおりに進めるため、必要に応じて災害廃棄物実行計画を作成する。

○実行計画は、処理計画を基に災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等と把握したうえで作成する。

○環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本計画を作成する。

○生活環境の保全上、災害廃棄物処理事業は、発災年度を含め2年度以内に処理を完了するよう実行計画を作成するとともに、災害廃棄物の再資源化、減量化等に配慮する。

2 災害廃棄物処理業務の委託契約

災害廃棄物処理業務では、発災後1ヶ月程度の緊急性が重視される中においては、随意契約とする。ただし、国庫補助を受けるためには、三者見積又はあらかじめ締結されている協定等を活用した事業者の選定が必要とされることに留意する。

緊急性の減少に伴い、できる限り早く、平時と同じ一般競争入札や指名競争入札、随意契約による業務委託に移行する。

3 埼玉県への委託事務

災害廃棄物は一般廃棄物として本市が処理することが原則だが、本市の被災状況や執行体制等から主体となって災害廃棄物の事務処理を行うことが困難と判断される場合は、本市は地方自治法に基づき埼玉県に事務委託を要請することができる。

埼玉県は本市に代わって処理を行う場合、事務の委託（地方自治法252条の14）又は事務の代替執行（地方自治法252条の16の2）に基づいて実施する。

4 国による廃棄物の処理の代行

平成27年の災害対策基本法の改正により、被災地域において都道府県、市町村等とともに極めて大きな被害を受けた場合に備え、発災後の機動的対応が可能となるよう、国が処理指針に基づき、災害

廃棄物の処理の代行を行うことができるようになった。

国による指定災害廃棄物の処理の代行は、指定された地域内の市町村の長からの要請により、次の事項を勘案し、適用が判断されることとなる。

- (1) 当該市町村等における指定災害廃棄物の処理の実施体制
- (2) 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
- (3) 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

具体的には、(1)については、当該市町村等及び地方自治法に基づき当該市町村等から事務を受託できる都道府県の行政機能の低下の度合い等を、(2)については、平素当該市町村等及び当該市町村等を管轄する都道府県で行われない廃棄物の処理のための知識や技術の程度等を、(3)については、当該市町村等及び当該市町村等を管轄する都道府県内における処理が困難な程度に災害廃棄物が発生しているか否か等を勘案することと規定している。

5 国庫補助金事務

災害廃棄物処理に当たっては、平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、国庫補助金を活用することが可能である。そのため本市においては、災害発生時は、地域環境の保全を図るため、災害の種類、態様、被害の状況、環境汚染の状況等を総合的に勘案しつつ、必要に応じ、当該国庫補助金の活用を検討することが望ましい。

なお本市は、事業の仕分け（災害廃棄物処理と通常の一般廃棄物処理）、写真及び証拠書類の保存等に努め、災害査定及び国庫補助金申請を適正に行う必要がある。

6 災害廃棄物処理の記録整理

災害廃棄物の処理と並行して、それにかかる国庫補助、交付金の事務を円滑に進めるために、処理の実施記録や実績データ等の収集整理を行う必要がある。そのため、災害廃棄物の処理全般において、災害廃棄物の種類別の発生量、被災現場からの搬出量、仮置場への搬入量、仮置場からの搬出量、処理量等の情報を記録する。また、これらの記録は、写真や図面、作業日報、計量結果、各種の契約関係書類とともに整理する。

また、気象状況、地震の震度図、震源等の情報等の災害関連データ、搬出の車両種別、台数、ドライバーの人数等の事業関連データ、災害直後の写真、仮置場の写真等の写真記録等は可能な限り記録を残すこととし、時系列で整理する。

7 本計画の見直し

災害廃棄物処理の実効性を高めるため、以下に該当する場合には、計画見直しの必要性を検討し、適宜改定を行う。

- 1) 国や埼玉県の指針、関係法令が改定された場合
- 2) 春日部市地域防災計画が改定された場合
- 3) 今後の災害廃棄物処理の事例により、改善すべき点が見られた場合
- 4) その他見直しが必要と判断された場合